

---

令和3年 第109回（定例）新温泉町議会 会議録（第4日）

令和3年9月13日（月曜日）

---

議事日程（第4号）

令和3年9月13日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第3 議案第73号 新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正について
- 日程第4 議案第74号 新温泉町奥八田交流施設条例の制定について
- 日程第5 議案第75号 新温泉町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第76号 新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第7 議案第77号 豊岡市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第8 議案第78号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第79号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
- 日程第10 議案第80号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第11 議案第81号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について
- 日程第12 議案第82号 令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第83号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第84号 令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第85号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第86号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第87号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第88号 令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第89号 令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第90号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 認定第1号 令和2年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第22	認定第2号	令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第3号	令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第4号	令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第5号	令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第6号	令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第7号	令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第8号	令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
日程第29	認定第9号	令和2年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
日程第30	認定第10号	令和2年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
日程第31	認定第11号	令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1	諸報告	
日程第2	報告第8号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第3	議案第73号	新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正について
日程第4	議案第74号	新温泉町奥八田交流施設条例の制定について
日程第5	議案第75号	新温泉町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第6	議案第76号	新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
日程第7	議案第77号	豊岡市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第8	議案第78号	町道路線の認定について
日程第9	議案第79号	兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
日程第10	議案第80号	兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
日程第11	議案第81号	兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について
日程第12	議案第82号	令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について
日程第13	議案第83号	令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第14	議案第84号	令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第15 議案第85号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第86号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第87号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第88号 令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第89号 令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第90号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 認定第1号 令和2年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第2号 令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第3号 令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第4号 令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第5号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第6号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第7号 令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第8号 令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第29 認定第9号 令和2年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第30 認定第10号 令和2年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第31 認定第11号 令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

---

出席議員（15名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 池 田 宜 広君 | 3 番 河 越 忠 志君 |
| 4 番 重 本 静 男君 | 5 番 浜 田 直 子君 |
| 6 番 森 田 善 幸君 | 7 番 太 田 昭 宏君 |
| 8 番 竹 内 敬一郎君 | 9 番 阪 本 晴 良君 |
| 10番 岩 本 修 作君 | 11番 中 村 茂君   |
| 12番 宮 本 泰 男君 | 13番 中 井 次 郎君 |

14番 谷 口 功君  
16番 中 井 勝君

15番 小 林 俊 之君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲 村 祐 子君 書記 ..... 小 林 正 則君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	西 村 銀 三君	副町長 .....	西 村 徹君
教育長 .....	西 村 松 代君	温泉総合支所長 .....	中 井 一 久君
牧場公園園長 .....	小 野 量 就君	総務課長 .....	井 上 弘君
企画課長 .....	中 井 勇 人君	税務課長 .....	中 村 裕君
町民安全課長 .....	小 谷 豊君	健康福祉課長 .....	中 田 剛 志君
商工観光課長 .....	水 田 賢 治君	農林水産課長 .....	西 澤 要君
建設課長 .....	山 本 輝 之君	上下水道課長 .....	井 上 陽 一君
町参事 .....	土 江 克 彦君	浜坂病院事務長 .....	宇 野 喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	山 本 幸 治君	会計管理者 .....	吉 野 松 樹君
こども教育課長 .....	中 島 昌 彦君	生涯教育課長 .....	谷 淵 朝 子君
調整担当 .....	島 木 正 和君	代表監査委員 .....	島 田 信 夫君

---

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第109回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われております。その結果報告並びに、提出議案であります条例制定及び補正予算などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、各委員会におきまして終始熱心に御審議いただき、御指導を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本日定例会は、報告1件、条例案3件、事件案6件、一般会計、特別会計並びに公営企業会計に係る補正予算案につきまして御審議をお願いいたしたく存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、第109回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程に先立ち、西村町長から、9月1日の一般質問における答弁に誤りがあり、訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可いたします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 答弁内容の訂正につきまして御報告を申し上げます。

令和3年9月1日、9月定例会初日の13番、中井次郎議員の一般質問に対する答弁について誤りがございましたので、本日配付させていただきました資料のとおり、訂正をさせていただきたいと思っております。内容につきましては、税と料金の滞納に係る御質問の答弁で、温泉使用料の滞納額の説明漏れ等であります。大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

---

## 日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る9月3日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いします。

初めに、総務産建常任委員会が9月7日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、改めまして、おはようございます。

それでは、総務産建常任委員会の報告を行います。

令和3年9月7日開催、総務常任委員会です。今回の委員会は、9月定例会の議案等に係る報告、また協議事項について、所管課の提出資料を基に調査したところでございます。対象については、牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、税務課、企画課、総務課であります。各課とも質疑のあった内容を中心に報告申し上げます。

それでは、委員会資料を御覧ください。順によって報告いたします。

まず最初、牧場公園課であります。

(1)番、報告事項、但馬牛管理技術取得支援プログラム事業における要綱の改正が出ておりました。この対象が2年目以降になるが、1年目には出せるのかということに対して、実績や経験も必要で、1年目の後半なら可能であろうと。プログラムは2名が取り組んでるという内容でありました。また、支援2頭を上限とする理由について、また予算のことについての質問がありました。牛の価格や餌代を考慮して、2頭を上限にしていると。予算は国の枠で決まっているという内容でありました。改正の具体的な理由については、夢を持って来るが、現実とのギャップが生じると。申請することで自覚の再認識となると。挫折をなくす意味もあると、そういう内容でありました。

続いて、新型コロナウイルス感染対策について、ワクチン接種で職員15名中1名が遅れている理由について質問がありました。年齢が28歳で若かったため、接種が遅れている。接種の準備はできているという内容でありました。

続いて、農林水産課であります。報告事項は2件、協議事項は1件であります。

協議事項であります。一般会計補正予算(第4号)のことで、災害復旧は緊急なのか応急なのかという質問がありました。通常査定を受けて災害復旧を予定していると。今回の補正については、7月豪雨分であるということでありました。今回、8月については、11月に補正したいという内容でありました。異議なしで承認したとこであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、その他の部分で若干質問がありました。米価の暴落という状況を聞くが、コロナ困窮者に米を提供してはどうか。2年産が流通してない飼料用に切替え、産地交付金を考えているということ。国の方向です。コシヒカリ概算払い、昨年6,700円が今年6,200円、飼料米は2,000円下がっているということでありました。また、米の提供については、また機会を見て上申したいと、そういう内容でありました。地域おこし協力隊の牛舎設置の件で、新市の関係ですが、アパート牛舎の入居のお申出があり、準備を進めているということでありました。アパート牛舎については、合意の下で、新規就農者を優先して入居させると、そういうふうな状況であります。

それから、次は建設課であります。報告事項は1件、協議事項は4件でありました。

報告事項、(1)番、町道久谷桃観線の路面形状変状に伴う対応について、通行止めを行うと。そういう中で、香美町に採石場があるがということで、事前に協議して理解は得ているという内容でありました。

続いて、協議事項、町道路線の認定についてであります。宅地造成による位置指定道路及び接続する道路は生活密着道路であり、機能向上及び利便性を図るため、町道認定するものであると。質問で、地下物の状況はどうかと、瑕疵担保の協議は済んでるか、そういう内容がありました。上下水道については、現在のものは町の管理で行っている。瑕疵担保などについての最終の詰めは協議したいということでありました。異議なしで

承認したところであります。

続いて、一般会計補正予算、また浜坂地区残土の補正予算、温泉地区残土の補正予算ですが、以上3件とも異議なしで承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

次は、税務課であります。報告事項は2件、協議事項は1件でありました。

令和3年度町税賦課状況について、滞納の国保現年分の徴収率が前年対比で低い原因は何かということ。国保2期の納期は7月31日であり、本年は納期8月2日となっているための徴収率が低くなっている、取りまとめ時期の問題でありました。

続いて、軽自動車税で、台数が減だけど税額が増になっているという原因であります。軽四乗用は13年経過すると税額がアップする、7,200円が1万2,900円になる、この辺りが要件だということでありました。また、総所得金額が上がっているが、その理由はということで、定額給付金は非課税であるが、事業者で事業継続の支援金100万円を受けた方がたくさんあり、その影響が想定されるということでありました。

続いて、協議事項であります。新温泉町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産の課税免除に関する条例の制定であります。いわゆる過疎減免というやつであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行、地方税法の規定に基づき制定するものであると。今回の対象となった情報サービス業とは。また、農林水産業の販売という表現は。圧縮記帳。また、2,900円から500万円になったという、投資額ですね、これは500万円の対象になるのかという再質問でありました。インターネットのクラウドサービスなどが情報サービス業ですね、町内にはないようであります。農林水産業の販売業というのは6次産業的なものを指しているようであります。圧縮記帳については、補助金を引いて計上する方法だそうであります。基本的に500万円以上の投資が対象ということでありました。異議なしで承認したところであります。その他、一般質問の町長答弁に伴い、税の公平、負担の公平についての意見があったところであります。

次は、商工観光課であります。報告事項は1件、協議事項は1件であります。

報告事項、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況の部分で新生活様式チャレンジの事業があるんですが、これについて残が多いと、利用実績の業種はということがありました。現在でも問合せがあり、実績は伸びてくるという思いでおると。利用は、旅館、民宿や飲食店、小売店の利用が多くあるという内容でありました。

それから、商品券に伴う抽せん会はがきの応募数523枚だが、何枚出したのかということについては、1世帯に1枚、2,126枚以上は確実に出しているという内容でありました。感染症拡大防止協力金もあるが、全体に貢献ができていない。倒産、廃業はないのか、非正規の従業員対策はの質問に対して、他の対策事業もあり、商品券事業では物販、建設業など広く利用されている実態があり、広い業種に波及している。倒産、廃業はないと聞いていると。特に非正規については、聞いていないという内容でありま

した。商品券2万セットの利用者は把握できてるのかについては、商工会でデータ化できていると。利用の結果は、業種単位など、また報告したいという内容でありました。

協議事項、一般会計補正予算（第4号）についてですが、この中で、町内共通商品券の発行事業、また、ほっと新温泉宿泊助成事業、多くても2つの事業が動いております。その内容で質問がありました。

まず、町内共通商品券の発行であります。県外の消費を自粛している現状があると、制度は今だけの効果しかないという質問に対して、7から8割が戻ってきているという現実があるようであります。モチベーションアップに商品券の効果があるということ。この機会に町内消費につなげていきたいという内容でありました。お金のある人ができること、販売方法などを検討すべきについて、商品券の使われ方が多くの業種に広がっていると。年金生活者など、引き続き検討はしたいと。抽せん券は出すのか、未購入者優先だが、対応できるのか。給付型は考えていないのかについて、抽せん券は出さない。事前に申込みを取って交付すると。給付型は別角度で考えるべきだという話でありました。公平性から見ても低所得者に照準を当てるべき。早く情報提供し、準備していただいて、お金の準備をしていただくということ。現実には多くの高齢者が購入している現実があるということでありました。それから、販売開始のずれは考えないのかということ。1週間程度は未購入者のみにして、残りがあればフリーで販売するような方式を考えているという内容でありました。

次、ほっと新温泉宿泊助成事業であります。宿泊数の分類ごとの件数について、温泉は14施設、浜坂は24施設であります。規模別でいえば、400人以上の宿泊施設が2件、300人以上が1件、100人以上が2件、60人以上が8件、20人以上が19件、20人未満が6件。それぞれの宿泊定数における交付の枚数が決まっております。それから、宿泊助成は平日限定にしてはどうかということ。ちぐはぐにならないようにという質問に対して、個々の宿泊事業者でプランを考えていただく。よく説明して向かいたいということでありました。必要性は理解できるが、現在の状況では無謀。宿泊助成は実施時期を再考すべきだと。カニシーズンを加味したところであると。現在の緊急事態宣言の終了を見込んでいます。コロナの状況で変更することもあり得るという内容でありました。よく説明して、各宿泊施設に説明していきたいと、そういう内容でありました。これについては、挙手による採決の結果、5対1、賛成多数により承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧ください。

その他、精神障害など、健康被害と思われる長期休職が職員に発生していると。長く欠員状態が続いている現実があると。早期に対応が必要だという意見がありました。副町長から、対策協議は進めている、早期に対応したいという内容でありました。

続いて、企画課であります。

(1)番、新温泉町地域振興事業補助金交付要綱の一部改正についてであります。AEDが対象になった。町のホームページを見ると、AEDの設置箇所の更新、ホームペー

ジに出とるんですが、更新がなされていないという質問がありました。町民安全課がデータ管理を行っている。連携し、追加等があれば更新したいという内容でありました。

続いて、(3)番、新温泉町地方創生総合戦略の令和2年度実績についての質問であります。戦略の実績の一步先をどう考えるかということで、現の戦略は3年度いっぱいあります。時期は総合計画に併せて戦略を立てたいという内容でありました。戦略の究極は人口対策、現在の実績評価の内容では不足しているのではないかとということ。今後、満了に併せて課題分析し、次期に対応したい。その際の資料は提出すると。国調速報値では、1万3,328人だそうであります。人口ビジョン1万3,600人、270人の差が生じてると。これについては、5年間の実績の中で、出生数の減なり社会減などということが原因にあるということでありました。

また、(4)番、ALIVEプロジェクトの受入れ結果であります。3テーマ、4チームの位置づけについてのこと、それから、5年先滞在者1,500人についての質問がありました。町でまた妊活、町屋の利活用での議論から始まったと。4チームで、最終5年先、ワーケーション等、滞在者1,500人を目指して、コミュニケーションを高める議論を行っている。審査員の評価としては、Bチームのアスリートを活用した町の評価が高かった。Cチーム、eスポーツは手軽に取り組める。10月でもイベント開催したいということでありました。

続いて、協議事項であります。新温泉町奥八田交流施設条例の制定についてであります。これについては、奥八田地域の集落の維持及び活性化を図るための拠点として、新温泉町奥八田交流施設を整備するという条例であります。この部分で、名称の「みあけ」は何かということ、条例の条文、条項が少ないのではないかと質問がありました。これは奥八田地域全体の総称、地域での名称でありまして、「みあけ」であります。地域でネーミングしていただいたということでありました。指定管理者を想定しているようであります。地域活動に資する施設であり、規定は最小限にしているということ。三尾のコミセンを参考にしたようであります。異議なしで承認したところあります。詳細は委員会資料等を御清覧ください。

続いて、新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めることについてであります。過疎地域の過疎法なりが更新され、特別措置法が更新されました。これについての過疎計画を定めるものであります。令和3年から令和7年度についてであります。

質問がありました。進み続けることを基本に、一次産業においては家族経営で生活できること、持ち株会社で商店を支えるなど、具体的な目新しい提案がない。生活部分で冬の孤立対策も抜けているというような質問に対して、過疎計画は過疎債の財源支援を最大限に考慮したものであると。具体的な御意見は総合計画に盛り込んでいきたい。具体的な事業実施が明確になった段階で、同計画の変更も可能であるということでありました。また、今回から再生可能エネルギーの項目ができた、温泉の利活用の記述がないという質問に対して、意見は今後反映したい、さきの答弁と同じく、総合計画の

中で議論していきたいということでありました。また、過疎計画は、過疎脱却よりは、過疎地域での文化的で最低限の生活が営めるための計画。総合管理計画を含め、どこまで到達できたのかを進行チェックする必要があるという質問がありました。同計画を定め、実施しなければ、より以上に過疎に拍車がかかる。財政支援もある、公共施設総合管理計画の動きで同計画の変更も予想されるということでありました。異議なしで承認したところでありました。

続いて、豊岡市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてですが、専門職大学誘致完了、また開校に伴い、変更するものであります。異議なしで承認したところでありました。

続いて、一般会計補正予算（第4号）について、新温泉町町民タクシー等運行特別支援金交付要綱の制定がありました。質問がありました。将来を考えると、これでよいのかという質問に対して、会社からはスタンド維持ということが要望であったと。スタンド廃止を受けてタクシー廃業の動きもあり、2年間の代替措置、暫定措置として実施するものであると。今後については、来年度に向けて検討していきたいという内容でありました。異議なしで承認したところでありました。

続いて、総務課であります。報告事項は7件、協議事項は2件であります。

報告事項で、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、浜坂地区残土が1億4,400万円プラスとある、20億円の起債発行でつくってきたものであり、これはどこに反映されているのかということがありました。残土会計で、消費税の還付が1億3,000万円あったと。受入れも開始していると。残土20億円の75%、12億円の起債は、一般会計の償還に含まれているという内容でありました。

続いて、財調基金20億円は妥当かということ、庁舎などはどうするのかということがありました。残土関係で、実質、計算上は24億円になると。基金ですね、実質は24億円になると。今後、残土処理場から繰入れが発生する見込み。基金の保有は、標準財政規模60億円から見れば3割程度、県平均では32%であるようであります。ほぼ妥当だということの評価でありました。庁舎建設については別の基金対応すべきと、そういう内容でありました。地域振興基金の用途については、用途広い部分で使用可能、庁舎建設の一部にも可能であると。合併特例債で積み上げた、現在9億円、令和7年度までで11億5,000万円の限度いっぱい積み上げたいというような内容でありました。

続いて、令和3年度ふるさとづくり寄附金の受入れ状況についてであります。この説明の中で、総務課長の説明に誤りがありました。ペーパー頂いたんですが、内容を紹介します。これは前年度同期と比較しますと、件数で605件の減、金額で2,519万円の減。また、去年は年度当初より1,200万円の大口寄附をいただいたところがあると。その分を差し引かしても、約1,300万円減少していると。これが正しい報告であります。御承知ください。ふるさと寄附の減少についての質問がありました。昨年比較では、本町が86.3%、県下では96.8%、本町の減少がやや大きいという現実がございます。

ます。

次に、協議事項、新温泉町ふるさとづくり寄附金条例の一部改正について、新温泉町ふるさとづくり寄附金に係る事業の安定的な運用を図るため、収受した寄附金から返礼品費用を差し引いて積み立てするものであります。異議なしで承認したところであります。

令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についての質問で、一般管理費の減は人事異動との説明であったと。どのような職かということでありました。6月15日の異動の職員で、本年度採用の総務課運転員を、事務処理も堪能であり、保健福祉に補充し、この事務を充足させていると、そのような内容でありました。異議なしで承認したところであります。

その他、最後に、閉会中の継続審査については、10項目を議長に提出することにしたしました。

以上、長くなりましたが、総務産建常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 総務産建常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑ないようです。これで質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が9月9日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

議長の指名がありましたので、民生教育常任委員会の報告をいたします。

標記につきまして、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

開催日時は、令和3年9月9日、開会いたしました。所管事務調査は、今回は6課ありました。こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院です。事務調査内容は、各課とも報告事項、協議事項であります。

それでは、各課の事務調査内容を報告いたします。お手元の委員会資料に基づき報告しますので、また、質疑のあったものを中心に報告いたします。

まず、1件目であります。こども教育課であります。報告事項は1件ありました。

1件目、小・中学校の行事等について説明があった後、質疑がありました。内容につきましては、委員会資料を御清覧いただきます。質疑がありました。自然学校についてです。今年は1日ではありますが、地元での活動が入っています。来年度は、海など、地元での活動を考えてほしいという意見がありまして、説明といたしましては、今年の日程は4泊から2泊に変更しました。コロナの関係上ではありますが。実施場所につつまし

ては、次年度に向けて検討したいとの説明がありました。

2件目に、子供たち、また児童にコロナ感染者はありましたかという質問に対しまして、濃厚接触者が発生していますという説明がありました。

3件目に、感染者の学校名は公表するののかという質問に対しまして、公表するとのことでした。

次に、協議事項です。

1件目は、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についてであります。追加説明がありました。浜坂認定こども園整備候補地検討業務についての追加説明がありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

その中で、質疑がありました。

1件目、何のための予算かの質問に対しまして、住民への説明資料としますとの説明がありました。

次に、何を比較し、評価、どのように活用するのか、報告のまま活用するのかという質問に対しまして、比較項目を調査依頼する。また、報告、評価は、行政内で善処しますという答弁がありました。

3件目、用地取得費用は幾らか調査すべきだという質問に対しまして、調査しますとの説明がありました。

次に、駐車場の現状、庁舎は防災拠点であります。駐車場の必要量を調査すべきであるとの意見に対しまして、精査しますという答弁がありました。

次に、2候補地を対等な立場で考えているのか、町長は東側をやめる意図があるのではないかという意見がありまして、答弁として、2候補地は対等に考えている。住民説明資料として委託する予算計上した。現在地の立地条件は、自然、歴史、文化、環境に恵まれている。現在地で進めたいとの答弁がありました。

次に、異議ありということで、採決になりました。賛成少数で了承しないことに決定しました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、生涯教育課であります。報告事項が1件ありました。事故報告についてであります。説明内容等、詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項です。令和3年度一般会計補正予算（第4号）についての協議であります。質疑がありました。偉人マンガ発行部数の増加は当初計画の計算違いではないかの質問につきまして、予算は2,000冊でしたが、3,000冊に増加するという補正です。また、加藤文太郎、新温泉町等のPR等、幅広い活動をするために増刷したという説明がありました。

以上、委員会として了承しました。

次に、町民安全課です。協議事項、4件ありました。

1件目、兵庫県市町交通災害共済組合の解散について、委員会として了承しました。

次に、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてであります。内容

としましては、財産処分で、設立基金の分配であります。本町分は、お手元の資料のように、3,562万3,410円がありますとの説明を受けております。これも委員会として了承しました。

3件目に、兵庫県市町交通災害共済組合格約の一部改正についてであります。これも委員会として了承しました。

4件目、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についてであります。これも委員会として了承しました。詳細につきましては委員会資料を御清覧ください。

次に、健康福祉課です。報告事項は5件ありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は4件あります。

1件目、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について、これも委員会として了承しました。

2件目、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これも委員会として了承しました。

3件目、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これも委員会として了承しました。

4件目、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これも委員会として了承しました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、上下水道課についてであります。報告事項は1件ありました。高山地区水質の異常についての報告がありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件ありました。

1件目、令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。委員会として了承しました。

2件目は、令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。委員会として了承しました。

最後に、公立浜坂病院であります。報告事項は2件ありました。新型コロナウイルス感染症対策についてです。詳細は委員会資料を御清覧ください。

また、協議事項は1件ありました。令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。質疑がありました。修繕は床下配管か雨漏りかどうか。また、雨漏り、下水処理施設等、早急にすべきであるとの質問、意見がありました。これに対しまして、天井の配管です。雨漏り等はブルーシート等で応急手当てしている。修繕費がかさむので、価格交渉等、鋭意努力しているところであるという答弁がありました。委員会として了承しました。

その他であります。閉会中の継続調査についてであります。調査項目は9項目について審議されまして、委員会として了承することに決定いたしました。

以上、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 民生教育常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑ありません。質疑を終わります。

宮本委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が9月3日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

阪本委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（阪本 晴良君） おはようございます。

議会広報特別委員会の報告をさせていただきます。

第64号の議会だよりの発行について協議するため、9月3日の本会議後に開催をいたしました。発行日は、11月11日木曜日を予定しております。一般質問や討論の原稿を今月17日に行う予定といたしております。つきましては、原稿の締切日を10月3日午後5時といたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。文字数は、これまでどおり800字で提出お願いしたいと思います。特に今回は、この期の最後の議会だよりととなります。議員の辞職により1名欠員のまま、発行準備、編集となります。何度も読み返していただき、完全な形での提出をよろしくお願いいたします。

なお、作業のスキルの低下は否めず、手薄となるため、原稿は提出されたとおりの表現となること、また、写真の添付がない場合は写真もなしで印刷する場合がありますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。また、必ずコメントを添えて提出をお願いします。以上、御理解の上、御協力をよろしくお願いいたします。

議会広報委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 阪本委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

---

## 日程第2 報告第8号

○議長（中井 勝君） 日程第2、報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率

について報告させていただきます。

根拠法令は、財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法で、第3条第1項、これが健全化判断比率、第22条第1項、これが資金不足比率と、それぞれの規定に基づき報告をさせていただきます。

説明の都合上、まず、審議資料の5ページを御覧いただきたいと思います。資料の上段の現行制度を御覧いただきたいと思います。財政状況を、健全、早期健全化、再生と3つの段階に分類しております。このうち、早期健全化が要注意ライン、再生が危険ラインとなります。

次に、6ページでございます。実質赤字比率から資金不足比率まで5つの指標、それぞれの基準に関する資料でございます。下の表で、縦に5指標を上げておりますけども、横にはそれぞれの段階を表示して、基準となる指数を示しております。例えば、実質公債費比率では、25%以上になると早期健全化団体となり、35%以上になると財政再生団体となります。ただ、ここでは健全段階であっても、18%以上になると地方債の発行手続上、協議、許可が必要となります。また、将来負担比率及び資金不足比率の再生段階は設定をされておられません。

7ページは同様の内容でございますので省略をさせていただきます、めくっていただいて、8ページを御覧いただきたいと思います。8ページは、それぞれの指標の対象となる会計等の範囲を表すイメージ図でございます。5つの比率の対象範囲を矢印で示しております。実質赤字比率は、本町でいえば一般会計並びに浜坂及び温泉各残土処分場事業会計となりまして、連結実質赤字比率は全会計、また、実質公債費比率は、全会計に加えて、一部事務組合等への負担金のうち準元利償還金に当たるものを加えます。将来負担比率では、実質公債費比率の範囲に、さらに第三セクターなどへの負担金等のうち債務負担に係るものを加えます。資金不足比率については、特別会計の中でも地方財政法上の公営企業会計が対象となります。

9ページ以降につきましては、5つの指標の計算式等、算出根拠を示しております。説明は省略をさせていただきます。

それでは、審議資料の1ページに戻っていただきまして、令和2年度会計に係る財政健全化判断比率5指標の積算について概略を説明させていただきます。

まず、実質赤字比率でございます。一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率を表しております。対象となるのは、一般会計に加え、浜坂、温泉の残土処分場事業特別会計となります。表中の(A)、(B)、(C)が計算上の分子となっており、(D)が分母となります。A、B、Cは赤字の種類でございます、繰上げ充用額、支払い繰延べ額、事業繰越額でございますけども、3種類とも発生しておりませんので、ゼロと記載しております。分母となる(D)の標準財政規模につきましては、臨時財政対策債を加えた(D)を標準財政規模としております。中身の主なものは、町税、普通交付税でございます。この標準財政規模が資金不足比率を除く4指標の分母、または分母の中

心となる数値となります。以上のとおり、分子がゼロでございますので、実質赤字比率は横バーで、該当なしとなっております。

めくっていただきまして、次のページは連結実質赤字比率です。表の左側でございます。町全体11会計の実質収支、資金不足、または資金剰余額を記載しております。(1)から(3)で赤字が発生している会計はありません。下から3行目の(A)欄である連結実質赤字額が計算上の分子となりますが、黒字ですので該当なしとなり、よって、連結実質赤字比率においても横バーで、該当なしとなります。

次に、表の右側の細長い列の資金不足比率でございます。地方財政法上の公営企業5会計である浜坂温泉配湯事業から七釜温泉配湯事業まで、それぞれの事業規模に対する資金不足の比率ですけれども、資金不足は発生しておりませんので、全て横バー、該当なしとなります。

次に、3ページの実質公債費比率でございます。一般会計等が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。この対象は、町の全会計11会計と一部事務組合等でございます。計算上、3年間の平均となりますので、平成30年から令和2年の数値を記載しております。(1)から(2)が分子、(3)から(6)が分母で、分子のうち(1)から(6)がプラス要因、(7)から(2)がマイナス要因の普通交付税算入分でございます。差引き(A)が分子の計で、見方としましては、前年度比較で減少傾向なので、改善する方向でございます。次に、分母でございますけれども、(3)から(5)が標準財政規模でプラス要因、(6)がマイナス要因ですが、分子の(7)から(2)と同じ額を差し引きます。結果、分母の数値は、普通交付税は減少となったものの、標準税収入額等の増加に伴い増加傾向でございます。以上からそれぞれの単年度の実質公債費比率を算出するわけでございますが、値を小数点以下6位未満四捨五入で求めます。令和2年度、単年度は10.81354でございます。

次に、令和2年度における実質公債比率は3か年平均で算出しますが、小数点以下2位未満切捨てとなりまして、10.8%となりました。一番下のところでございます。昨年度が10.6%でしたので、0.2ポイント増加しており、昨年同様に増加傾向となっております。

めくっていただきまして、4ページは将来負担比率でございます。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。負債がおおむね1年の標準的な収入の何年分に当たるかというようなイメージでございます。この指標は、主に公債費残高等に着目したストックの視点での指標でございます。これに対して、先に説明しました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率は、単年度の収支、償還金に着目しましたフローの視点での指標でございます。計算上の分子は、表の(1)から(8)がプラス要因、(9)から(11)がマイナス要因となります。(9)は財政調整基金等、(11)は普通交付税算入額の合計でございます。分子の小計は44億9,221万5,000円で、(1)地方債残高が増え、マイナス要因の(9)、充当可能基金現在高も増えたも

のの、前年度と比較して増加しております。

次に、分母ですが、(12)の標準財政規模がプラス要因、(13)から(18)がマイナス要因で、普通交付税算入分でございます。小計が49億9,561万6,000円となり、こちらも前年度と比較して増加しております。その結果、分子、分母とも増加となり、分母に比べて分子の増加割合が大きく、比率は89.9%と、前年度と比較して5.3ポイント増加しております。この比率も実質公債比率と同様、増加傾向となっております。

それでは、議案書のほうに戻っていただきまして、議案の裏側でございます。今、資料で説明いたしました計5つの指標について報告をいたします。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生しておりません。実質公債費比率が10.8%、将来負担比率が89.9%と、4指標とも健全段階でございます。

次に、資金不足比率でございます。5会計とも発生しておりません。したがって、町全体としては現在は健全段階でございますが、引き続き町債の発行、基金造成などに十分配慮するとともに、病院等の経営改善に努めていく必要がございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

暫時休憩します。

午前9時51分休憩

午前9時52分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ここで、監査委員から健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査報告を受けたいと思います。

島田代表監査委員から審査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（島田 信夫君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について御説明申し上げます。

まず、第1の審査の概要でございます。審査の対象につきましては、令和2年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期日につきましては、令和3年8月5日に実施いたしました。審査の方法につきましては、この審査は、提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員からの説明を求めて、実施をいたしました。

審査の結果でございます。審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、健全化判断比率の状況、次ページの資金不足比率の状況につきましては、先ほど総務課長が説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

最後に、審査意見でございます。健全化判断比率の状況は、全ての指標において早期健全化基準未満でありました。今後とも効率的、効果的な行財政運営を進めていただけるよう、引き続き財政基盤の安定化に努めていただきたいと思います。

なお、公立浜坂病院事業については、特別利益による改善であるため、経営健全化に向けた抜本的な取組を徹底されたいと思います。

以上、意見書といたします。

○議長（中井 勝君） 監査委員の審査報告が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

ないようです。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩します。

午前 9 時 5 4 分休憩

午前 9 時 5 5 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

### 日程第 3 議案第 7 3 号

○議長（中井 勝君） 日程第 3、議案第 7 3 号、新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、ふるさとづくり寄附金に係る事業の安定的な運用を図るため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第 7 3 号について御説明いたします。

提案理由といたしましては、ふるさとづくり寄附金に係る事業の安定的な運用を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、説明の都合上、審議資料の 1 2 ページを御覧いただきたいと思います。現行の条例第 5 条では、基金に積み立てる額は寄附された寄附金の額と規定されております。以前に御指摘がございましたけども、課題の 3 行目でございます。寄附額の全額を基金に積み立て、翌年度に執行する仕組みとなっておりますため、ふるさとづくり寄附金が増加傾向にある近年におきましては、返礼品等に必要な費用が前年度分だけでは不

足し、その不足分に一般財源を充当する必要が生じておりまして、このことが事業運営の課題とされておりました。

現行のイメージ図を御覧いただきたいと思います。令和元年度の寄附額1億5,000万円は基金に積み込まれて、矢印で書いております令和2年度に基金から取り崩し、7,500万円を事業費と、それから7,500万円を返礼品等の費用で執行がされます。ただ、令和2年度の寄附額は3億円となりましたので、返礼品等への費用が1億5,000万円必要となり、結果、最下段の7,500万円を一般財源から執行することとなります。ここで申します返礼品等とは、最下段に書いております米印で記載のとおりで、返礼品の調達、送付、広報、決済、事務などの基金を収受することに要する費用となります。

次に、今回の改正案では、収受した寄附金の中から、その年度中に必要な返礼品等、今申し上げました寄附金を収受することに要する費用を差し引いた残りの額を基金に積み立てる仕組みへと改正を行うものでございます。

改正案のイメージを御覧いただきたいと思います。令和2年度に基金で積んだ3億円のうち、令和3年度で執行する事業予算として計上した1億5,000万円を取り崩して事業を実施します。令和3年度の寄附予定額の3億5,000万円の返礼品等に相当する1億7,500万円は当該年度中に執行しますので、残りの1億7,500万円を令和4年度で執行する事業予算の原資といたしまして、基金に積み上げる仕組みとします。

ここで、令和2年度中に積み上げた3億円のうち1億5,000万円は基金に残りますけれども、寄附額が減少傾向となった場合でも、その翌年度以降の継続事業への資金となることを想定しておりまして、安定的な運用が可能であると考えております。

審議資料を1枚戻っていただきまして、11ページを御覧いただきたいと思います。条例の新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。現行、第5条中、「寄附金の」を、「寄附金から寄附金を収受することに要する費用を除いた」に改めるものでございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思います。この条例は、令和4年1月1日から施行するというものでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

質疑を終了します。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第74号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第74号、新温泉町奥八田交流施設条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、奥八田地域の集落の維持及び活性化を図るための拠点として、新温泉町奥八田交流施設を整備することに伴い、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） この奥八田交流施設につきましては、辺地債を財源として建設するもので、工期は11月30日までとするものです。

議案めくっていただきまして、条例本文を御覧ください。この条例では、本則でこの施設の管理について規定し、附則で関連する新温泉町使用料条例の一部改正を規定しております。

まず、本則の第1条です。設置目的としまして、奥八田地域の住民自らが行う地域づくり活動を支援し、集落の維持及び活性化を図るための拠点として設置することを規定しております。

第2条では、名称を奥八田交流館みあけとし、位置は新温泉町石橋744番地の1とするものです。名称の「みあけ」につきましては、この地域を見明というところから地元の協議会で決めていただいたものです。

第3条では、施設の設置目的を達成するため、地域間の交流や地域の振興に関すること、その他必要な業務を行うことを規定しております。

第4条、開館時間について規定し、午前9時から午後10時までとする。ただし、特別の理由があるときは、これを変更することができると規定しております。

第5条では、指定管理者による管理ができることを規定するものです。今年度は町が管理いたしますが、来年度からは指定管理者による管理とする予定です。

第6条です。指定管理とした場合の指定管理者が行う業務を規定し、第3条各号に掲げる業務のほか、第2号から第4号まで規定しております。

第7条は、使用の許可について規定し、第3項では許可をしない場合について第1号から第5号まで規定しています。

第8条です、第1号から第3号に該当する場合は使用許可を取り消すことができる旨規定しております。

第9条では、指定管理者が管理する場合の利用料金の徴収方法について規定し、第2項で利用料金は指定管理者の収入とするとしております。

第10条は、原状回復の義務について規定しております。

第11条では、委任規定を定めており、審議資料の14ページから16ページにありますように管理規則を定めることとしております。

附則第1項です、施行期日としまして、この条例は令和3年12月1日から施行するとして、第2項で新温泉町使用料徴収条例の一部改正について規定しております。

改正内容は附則のとおりですが、審議資料13ページをお願いいたします。新温泉町使用料徴収条例の新旧対照表です。右側が改正案になります。別表第36の次に別表第37を加えるものです。内容は、公の施設の名称、奥八田交流館みあけとし、使用区分は和室2時間、町内200円、町外を400円とするものです。17ページに平面図をつけております。太字で囲っている部分が和室になります。料金につきましては、御火浦コミュニティセンターや地区公民館を参考にし、これらの施設と同様とするものです。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ただいま説明いただいた中で、使用料についてお聞きしたいんですけども、冬季または夏季においてエアコン等を使用するような形の中で、実質的経費の部分が増減するんじゃないかと思うんですけども、そういう設備についての利用について、年間を通して差異がないというふうな御判断か、お聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） 施設の使用につきましては、今言われましたようにエアコン等の使用も考慮した上で、他の施設と同様にこの料金を設定しております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） ただいまの料金の件なんですけど、大抵公共の施設には減免というか免除があるんですけど、この施設にはそういったような配慮はあるんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） 新温泉町使用料徴収条例に基づく条例の制定でございますので、他と、ほかの施設と同様でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） この施設の指定管理なりの団体っていうのは、どういう団体が予想されるわけですか。

それと、この採算ベース、いわゆる電気、ガス、水道と、こういうものが要るわけですけど、当然、そういうものをこの利用料でもって賄えるような算定がされてるんでしょうか。そこら辺のところを教えてください。

それと、上山エコの関係の会館も横にあるわけで、そことの差というのは、使用目的っていうのは全然違うということですか。その点をお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） まず、指定管理となる団体の予定でございます。基本的には地元ということで地域運営組織を予定しておりますので、奥八田地域づくり協議会を想定しております。管理に係る費用につきましては、貸し館業務がメインという施設ではございません。地元が使う施設ですので、収入を得てもうかっていくという想定をしておりますので、最低限光熱費につきましては御火浦コミュニティセンターと同様に、指定管理料で運営していくということを考えております。

あと、上山エコとの関係ですけども、当然上山エコにつきましては、それを目的としました施設でございます。こちらの、このたびの施設につきましては、先ほど申しましたように、地域運営組織というものをこの少子高齢化によります地域課題に対応して、単独の集落では今後維持が難しくなるということで地域運営組織を設立していただいております。そこの拠点となる施設として活用する予定としておりますので、先ほども言いましたけども、貸し館をメインにしているという施設ではなく、地元の地域で活用していただくということを想定した施設でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 要は、八田交流会なるものですか、奥八田交流会かな。そういう団体があって、そこが指定管理団体になる。その中身はどういう方が交流会の、どういう方たちが交流会に入っておられるのか、お尋ねいたします。

それから、一つは、赤字になっても、町はそれについてお金は出さないと、支出はないということですね、大体。そういうことですか、そう解釈してええんでしょうか。ちょっとその点、聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） 地域運営組織の構成ですけども、それぞれ該当する地区の区長、また、それぞれで部会を設けておりますので、それぞれ地域から構成され、誰がということじゃなしに地域から選出して、委員に選ばれているということでございます。

それから、赤字云々という言葉がありましたけども、先ほど申しましたように、必要最小限となります光熱費等につきましては町が見ていくという考え方でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） ないですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。25分まで。

午前10時12分休憩

午前10時25分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

---

日程第5 議案第75号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第75号、新温泉町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行及び地方税法第6条の第1項の規定に基づき、条例の制定を御提案申し上げます。

内容につきまして、税務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） それでは、説明をいたします。

まず、提案理由でございます。令和3年4月1日の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴いまして、地方税法の規定によりまして固定資産税の課税減免に係る特例を定めるものでございます。

内容について、御説明をいたします。次ページの条例本文を御覧ください。

最初に、目的でございます。第1条におきまして、本条例につきましては新過疎法の第2条第1項に規定する過疎地域におきまして課税免除の特例を定めることにより、人材確保及び育成、それから雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正に寄与することを目的といたしております。

続きまして、第2条におきましては、固定資産税の課税免除につきまして、製造業、それから情報サービス業等、農林水産等販売業、旅館業の設備投資に関しまして、初年

度以降の3か年に限り免除することができるとしております。内容につきましては、審議資料の21ページを御覧ください。まず、(1)で本制度による免除の財政措置としましては、財源は普通交付税による75%の財源補填となります。(2)対象税目といたしまして、固定資産税の課税免除における対象業種、それから取得価格要件、それから対象設備、適用期間についてまとめております。その中で旧条例とありますのは、新温泉町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例でございます。新条例と記載しておりますのが今回御提案申し上げる条例でございます。新条例では、対象事業種について、旧条例に情報サービス業等を追加しております。次に、取得価格要件は500万円以上から資本金の規模に応じて適用となります。次に、対象設備は旧条例の新設それから増設に加えまして、製作もしくは建設を加えております。適用期間につきましては、令和13年3月31日までとなります。

議案本文にお戻りいただきまして、第3条で課税免除の申請に係る手続、それから、第4条でその手続は町長が別途定めることとしておりまして、本条例施行規則を制定することといたしました。審議資料19ページにお戻りください。様式につきましては、規則第4条の規定により定めております。その中で、申請者は町長に対しまして雇用者数、次に、20ページの免除を受けようとする取得固定資産税の土地、それから家屋、償却資産について記載し申請することになります。

議案本文に戻っていただきまして、最後に、附則です。本条例は公布の日から施行し、旧条例が失効しました次の日の令和3年4月1日より適用することといたします。また、附則の2におきまして、本条例につきましては新過疎法の適用期間と同様の令和13年3月31日限りで効力を失うこととしております。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ただいま固定資産税の課税免除等の申請についての御説明いただいたんですけども、この申請があった場合にほぼ許可、免除するという方向に行かれるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

なぜそんなことをお聞きするかというと、今、免除した部分についての75%が普通交付税で補填される、つまり固定資産税を課税された場合に比較すると25%が本町にとってのマイナスというふうになるわけですけども、その25%と、この免除することによって例えば雇用が創出されたり、あるいは企業が誘致されたり、そういったことについてのプラス要因との比較について考える必要があるのかなというふうにも思ったりするんですけども、そういったことについて想定されてるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） 申請について、ほぼそれが免除となるかということですが、それについては、申請の内容につきまして十分精査をさせていただきまして決定をさせていただくことになるというふうに考えております。以上です。（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） 考え中。

どうぞ。

○税務課長（中村 裕君） 交付税算入後の25%の関係につきましては、雇用の促進と、それから先ほど申し上げましたいろんな条件等がございます。その辺は十分精査をする中で、つながっているかどうかということも検討してまいらないといけないと思っております。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

12番、宮本泰男君。

○議員（12番 宮本 泰男君） ちょっとお尋ねいたします。資本金が500万円以上の、資本金の規模に応じて500万円以上まで引き上げます、これは対象設備が500万円以上という意味でしょうか。

それと、農林水産等販売業務ですが、漁船建造の漁船の取得とか建造費用とか、漁船も対象になるでしょうか。お尋ねします。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） まず、500万円以上ということですが、これにつきましては新設、それから建設、そういった設備投資に対するものについて、500万円以上から段階的にというふうになっております。それから、漁船等の設備につきましては、ここにあります製造業、それから旅館業、それから農林水産販売業の中にこれ含まれておりませんので、ここの部分は対象外というふうに思っております。

○議長（中井 勝君） 含まれとるん違うの、追加だから。大丈夫、税務課長。

どうぞ。

○税務課長（中村 裕君） 思っている、すみません、そういうふうになります。以上です。（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） 対象外。

よろしいですか、宮本議員。対象にならないそうです。

12番、宮本泰男君。

○議員（12番 宮本 泰男君） 私、ここの21ページの資料では、この文面ではこの製造業、旅館業、農林水産販売、これは対象外ですか。私は対象となるように思うんですけど、私の勘違いでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） こちらに記載しております農林水産物販売業でございますので、そういった第一次産業的な漁業であったりということにつきましては対象外にな

ります、以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか、宮本議員。対象外だそうです。

そのほか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねします。この2段目に書いてある製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス事業、情報サービス業等、この等々はどういう中身なのでしょう。等っていうあれは。

○議長（中井 勝君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） 情報サービスにつきましては、情報サービス業等ということで、これ、インターネット関係のそういったサービスを行っております業種でございます。例えばクラウドサービスを行っているようなそういった業種、情報関係のそういうものにつきまして、この等というふうに含まれております。

もう一つは……（「農林水産業」と呼ぶ者あり）農林水産物等販売業につきましての「等」につきましては、すみません、ちょっと今資料持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（中井 勝君） じゃあ、調べてくる間、別の質問があればお受けします。

ありませんか。ないですね。

じゃあ、暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時41分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

答弁をお願いします。

中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） 大変失礼いたしました。農林水産物等販売業につきましては、農林水産物、野菜とか魚とかそういったものを取ってきて、それをそのまま加工して販売する、そういったものが「等」に含まれております。農林水産物販売業は、例えば原材料、野菜とか魚とかをそのまま売ると、そういったようなところで「等」が入ってきているということでございます。

○議長（中井 勝君） ということです。よろしいですか。

○議員（13番 中井 次郎君） はい。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 議案第 7 6 号

○議長（中井 勝君） 日程第 6、議案第 7 6 号、新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 7 条の過疎地域持続的発展方針に基づき、新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めるに当たり、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） この過疎地域持続的発展計画につきまして、御説明をいたします。説明の都合上、審議資料 2 2 ページをお願いいたします。

新温泉町過疎地域持続的発展計画の策定についてということで、まず、策定の趣旨です。令和 3 年 3 月 3 1 日までの時限立法であります過疎地域自立促進特別措置法に代わり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法としまして、新過疎法が令和 3 年 4 月 1 日に施行されました。本町におきましても、新過疎法に基づき、持続可能な地域社会の形成、また地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための各種取組を定めた新温泉町過疎地域持続的発展計画を策定し、有利な地方債等の各種支援措置の活用を図ることといたします。

次に、新過疎法の概要でございます。新過疎法では、前文が新設され、過疎地域の役割、課題、目指すべき姿が記載されました。また、第 1 条の目的が自立促進から持続的発展の支援に変更されております。2 の過疎地域の要件では、人口要件と財政力要件で判断されますが、変更点として、長期の人口減少率の基準年の見直し、また財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率の要件が緩和されました。次に、3、過疎対策の目標では、人材の確保、育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等の項目が新たに追加され、4 の支援措置としまして、過疎対策事業債では、ハード事業、ソフト事業を対象に地方債措置が継続され、国庫補助率のかさ上げについても継続されております。5、施行時期につきましては、令和 3 年 4 月 1 日で、10 年間の時限立法

になります。

次のページです、これまでの過疎地域指定等としまして、昭和46年に旧温泉町が過疎地域対策緊急措置法による指定を受け、その後法律改正による指定を受けております。平成17年10月の合併時に新温泉町全域が過疎地域自立促進特別措置法による指定を受け、今年4月から新過疎法による指定を受けております。過疎地域指定の基本要件としましては、①、②の記載のとおりであります。

次に、2、過疎計画の基本方針でございます。第2次新温泉町総合計画におけるまちづくりの理念、町の将来像、まちづくりの基本方針を以下に記載のとおり地域の持続的発展の基本方針に掲げ、持続可能な地域社会の形成と地域活力の向上を目指すこととしております。

次のページでございます。3の計画の基本目標、4の計画の達成状況評価と6の公共施設等総合管理計画との整合につきまして、今回追加された項目になります。3の計画の基本目標では、人口に関する目標として、地方創生総合戦略に掲げる令和7年国勢調査において人口1万2,500人を目指すこととしております。4の計画の達成状況評価では、定期的に点検、検証を行い、必要に応じて事業等の追加、見直し等を行うこととします。5、計画の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。6の公共施設等総合管理計画との整合では、新温泉町公共施設等総合管理計画及び新温泉町公共施設個別施設計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施いたします。7の施策に関する事項では、事業計画のみ施策区分ごとに記載しております。施策区分としまして、(1)移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から30ページ(II)の再生可能エネルギーの利活用の推進まで11区分、140事業を掲載しております。なお、事業名の下線表示につきましては、今回新規に掲載する事業になります。

議案に戻っていただきまして、計画本文の構成につきまして説明をいたします。計画書の1ページをお願いいたします。

1、基本的な事項としまして、(1)町の概況について、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要を記載し、3ページでございます。過疎債の状況等を記載しております。4ページで(2)、人口及び産業の推移と動向について記載をし、5ページで人口推移の表、人口の見通しのグラフを掲載しております。6ページで(3)行財政の状況について記載し、8ページには町財政の状況、また主要公共施設等の整備状況を表にしております。9ページでございます。9ページの(4)地域の持続的発展の基本方針から11ページにつきましては先ほど審議資料で説明した内容でございます。

12ページをお願いいたします。2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から施策の内容になります。まず、(1)現況と問題点について、ア、移住・定住の項目が今回追加の内容でございます。ここでは、人口減少を抑制するための取組が急務であり、Uターン者への支援や町外からの移住希望者を呼び込む施策など、転入者の増加を図る取組が必要であるということ、また、若年者の移住・定住を促進するため、移住・定住サ

イトの開設など、情報発信の強化を進めるも、空き家バンクへの登録数は少なく、登録物件の充実を図る必要があることなどを記載しております。

13ページをお願いいたします。ウの人材育成につきましても、今回追加された項目です。ここでは、多様化する地域課題や住民ニーズに対応したまちづくりを進めるためには参画と協働をさらに進めることが必要であり、そのためには地域の担い手、人材育成が課題となっていることなどを記載しております。

これらのことを踏まえまして、(2)のその対策についてそれぞれ記載をし、14ページの(3)計画として3つの事業を掲載しております。(4)公共施設等総合管理計画との整合では、計画における整合性について記載をしております。

次に、3、産業の振興について、同様に、(1)現況と問題点として、ア、農林水産業で農業、15ページの林業、水産業の区分によりまして、また、16ページでイ、商工業等、ウ、観光について記載をしており、17ページから18ページにかけて、(2)で同様の区分によりその対策について記載をしております。

次に、20ページをお願いいたします。この産業振興の分野では、(4)産業振興促進事項を追加することによりまして、地方での課税免除等の適用が可能となります。次の(5)公共施設等総合管理計画との整合では、先ほどはソフト事業のみでしたが、ここではハード事業がありますので、総合管理計画における当該施設類型ごとの基本方針は次のとおりということで、以下のとおり記載をしております。

次に、4、地域における情報化について同様に記載をし、22ページから5、交通施設の整備、交通手段の確保につきまして、道路、農道、林道、交通機関の区分により記載をしております。

25ページの中段から6、生活環境の整備について、水道施設、下水処理施設、26ページの廃棄物処理施設、消防・防災・救急、公営住宅等に記載をし、27ページでその対策をそれぞれ記載をしております。

29ページの真ん中より下です。7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について記載をしております。ここでは、ア、子育て環境の確保が追加をされております。30ページ、イ、高齢者等の保健及び福祉について、それぞれ現況と問題点について、31ページ(2)でその対策を記載をしております。

以下同様に、33ページ、8、医療の確保、34ページで9、教育の振興、37ページで10、集落の整備について。38ページで11、地域文化の振興等について、40ページで12、再生可能エネルギーの利活用の推進について記載をしております。この12の項目につきましても、今回追加された項目でございます。

以上11の施策区分について、それぞれ現況と問題点、それに対する対策、事業計画等を記載しております。

41ページから最終48ページまでは、事業計画の施策区分ごとに掲載している過疎地域持続的発展特別事業分、いわゆるソフト事業について一覧にまとめたもので、再掲

になります。ここでは、事業内容、事業の必要性、事業効果等を記載しております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ちょっと、これ、委員会でも質問が出たんじゃないかなと思うんですけども、33ページの計画の中ですけど、33ページの中の医療の確保の部分について、入院施設については比較的充実しているという書きぶりがあって、委員会でも議論になったかなと思うんですけども、この表現について、大きく施策が変わっていくとは思いませんけれども、この書きぶりについてどうかという部分について、一応のコンセンサスが必要じゃないかなと思うんですけども、これについての、ある意味での根拠、あるいは現実的には多くの住民が町外に入院されたりということを含めて、そういったことについての見解というのをお聞きできたらと思います。以上、お願いします。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） この計画の中で表現しております、御指摘のように比較的充実という表現を使っておりますが、これにつきましては病床数が129という意味でこの表現を使っているというところで、ある意味誤解を招きやすいという部分でありますけれども、そういったことでの表現の仕方ということで御理解をいただきたいと。あくまで実態として充実しているという意味ではなくて、あくまで数としては他と比べても遜色ないという意味でこの表現が使われているということで御理解いただきたいというように思います。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） この表現については、この文面そのものがどちらから起案されたのかお聞きできるでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） 基本的には、それぞれ各課に照会をかけ、それぞれで起案を受け、最終企画課のほうで取りまとめてこの計画書を作成という形を取っております。ベースとなるものは、前回までの計画書を基に、この今後5年間に必要となる内容に改めて、この計画書を作成したという状況でございます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 各部署ということだったんですけど、具体的にはこの文面についてはどちらの文面だったのか、起案されたのかをお聞きできるでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） これは、浜坂病院のほうで一応確認をさせていただいている中身になります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第77号

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第77号、豊岡市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、豊岡市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、新温泉町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） この協定の変更につきましては、平成25年7月に豊岡市との定住自立圏の形成に関する協定を締結し、その後、平成29年10月に協定の一部を変更する協定を締結しております。今年の4月に芸術文化観光専門職大学が開学されたことに伴い、このたび協定の一部を変更するものです。

説明の都合上、審議資料31ページをお願いいたします。協定の変更部分をお示したものです。左側が変更前、右側が変更後になります。別表第1、生活機能の強化に係る政策分野について、変更前に教育の分野で専門職大学の誘致とあるのを、右側、変更後、芸術文化観光専門職大学との連携に変更し、取組の内容、甲、豊岡市の役割、乙、新温泉町の役割をそれぞれ変更するものです。変更後の取組の内容では、芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図るとしまして、甲、豊岡市の役割では、乙や芸術文化観光専門職大学、兵庫県、関係市町等と連携し、取組の調整を図る。乙、新温泉町の役割では、甲や芸術文化観光専門職大学、関係市町等と連携し、取組を進めるとするものです。なお、参考としまして、変更後の協定内容を審議資料32ペー

ジから37ページまでつけております。

この定住自立圏の形成に関する協定書では、連携すると取組の分野及び内容並びに甲、乙の役割分担としまして、34ページの別表1から37ページの別表3まであります。今回は、その中の別表第1の2、教育の部分について変更をお願いするものです。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第78号

○議長（中井 勝君） 日程第8、議案第78号、町道路線の認定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、宅地造成による位置指定道路及びそれに接続する道路は民家が立ち並ぶなど地域住民の生活に密着した道路であることから、町道として管理することにより道路網の機能向上及び諸車通行の利便性を図るため、路線の認定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 議案第78号の町道路線の認定について御説明させていただきます。このたび町道認定をお願いするのは、大字では七釜になりますが、若松町内にある昭和48年から50年頃に開発された宅地造成による位置指定道路及びそれに接続する私道でございます。提案理由につきましては、町長から説明がありましたように、宅地造成から約50年経過しまして、民家など20軒以上立ち並び、地域住民の生活に密着した生活道となっており、町道として管理することにより道路網の機能向上及び諸車通行の利便性を図るものでございます。

説明の都合上、審議資料の 38 ページの道路認定路線網図を御覧ください。図面の左側が北でございます。図面の左上には町営住宅若松団地、その下が関電の浜坂変電所で図面の中央上から右斜め下に走っている道路が主要地方道の浜坂井土線でございます。県道でございます。なお、浜坂道路共用後は国道 178 号と重複している道路になりますが、ここでは県道浜坂井土線で説明させていただきたいと思っております。浜坂変電所の栃谷側から谷村建築板金店を含む住宅街の道路を 4 路線に分けて町道認定をお願いするものでございます。

まず、議案のほうでは整理番号 17 の 138 でございます。町道七釜 38 号線でございますが、図面真ん中の下にある太線の四角の中の認定路線、町道七釜 38 号線でございます。この四角の枠から、斜め上下に矢印で区間を表示しておりますが、起点は県道浜坂井土線の北側の交差点に当たる黒丸の位置になります。終点は、図面下の矢印で、西側にある農道との交差点になります。起点は七釜字板関 80 番 1 地先、終点は同じく字板関 56 番 1 地先、延長 213 メートル、幅員は 4 メートルから 9 メートルでございます。

次に、議案の整理番号 17 の 139 になります。七釜 39 号線ですけれども、図面の右側の太線の四角になります。矢印が出ている区間を見ていただきますと、起点が県道浜坂井土線の南側の交差点に当たる黒丸で、七釜 38 号線との接続部が終点となります。起点が七釜字板関 64 番 3 地先、終点は同じく字板関 65 番 4 地先で、延長が 32.3 メートル、幅員が 4.5 メートルから 12.9 メートルでございます。

次に、図面の左上の太線の四角になりますが、議案の整理番号では 17 の 140 でございます。七釜 40 号線、起点が七釜 38 号線と七釜 41 号線との十字路の黒丸になります。終点は浜坂変電所側の突き当たり矢印になります。起点が七釜字板関 79 番 2 地先、終点が同じく字板関 76 番 15 地先で、延長が 33.3 メートル、幅員が 4.2 メートルから 8.2 メートルでございます。

最後に、図面中央部分の太線の四角になります。議案の整理番号では 17 の 141、七釜 41 号線でございます。先ほどの十字路の黒丸が起点となりまして、図面の左下に進んで、右折をいたします。その突き当たりの矢印が終点となるものでございます。起点が七釜字板関 76 番 3 地先、終点が同じく字板関 76 番 12 地先で、延長が 62 メートル、幅員が 4 メートルから 6.3 メートルになります。

なお、浜坂地域では都市計画区域であることから、建物を建てる場合は建築基準法で確認申請が義務づけられておりまして、必ず道路が接していることが必要でございます。道路がない場合は位置指定道路などの道路整備をすることになりますが、位置指定道路は特定行政庁から指定を受けることとなっておりますのでございます。このたび、町道 2 件お願いする道路も民間の方が宅地造成を行い、位置指定道路の指定を受けた道路とそれに接続して西側の農道へつながる私道でございます。4 路線のうち、七釜 38 号線は、県道側が位置指定道路で農道側が私道でございます。そのほかの 3 路線は全て位置指定

道路でございます。このたび、道路の所有者から、この道路は県道浜坂井土線と西側にある農道をつなぐ道路とその枝線ということで、若松地区の生活道として長年利用されていること、また、浜坂道路Ⅱ期など高規格道路の整備により、今後も宅地化が進む可能性が高い場所であることから有効に利用してほしいと町へ寄附の申出がございました。

また、若松町内からも今年6月29日付で要望書が出されておりました、区民の道路を確保し、上下水道等のライフラインの安定供給のため、町道認定をお願いしたい、区民総意の要望であるとの要望がございました。若松町のこの地区におきましては町道がなく、これらの道路が地区を網羅した生活道となっており、道路構造的には幅員が4メートル以上で両サイドに側溝がありアスファルト舗装された道路で、上下水道管の埋設もあり、公共性が高く、農道へつながる私道も含めて町道にすることにより誰もが利用できるということがある。道路網の機能向上、諸車通行の利便性及び公益性が向上するものでございます。

以上、議案78号の4路線の町道認定につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ちょっと、とっても素朴な質問なんですけども、この38ページの図示されてるものの七釜39号線、幅員が4.5メートルから12.9メートルってことで書かれてるんですけども、ほかの路線もそうなんですけども、大きいほうの値、これってとっても大きいんですけども、この絵を見る限り、想定できない部分があるんですけど、これについてはどんなふうな感じになっているのか。認定について、寄附の申出をされたということでお聞きしましたので、特に問題はないかなと思うんですけども、その辺りの表記についてお聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 町道七釜39号線の幅員についてでございます。最大付近が12.9メートルということになっておりまして、県道浜坂井土線のほうが起点になりまして、それから、38号線に当たるところで終点になっております。この終点の矢印の先ですけども、図面には出ておりませんが、4.5メートルの道路が寸切りを両方しておりまして、それにより増えた部分と、この路線と並行して、約1メートルの水路が並行しておりまして、それを側溝をつけて道路としておりますので、それをプラスして12.9メートルということで、大きい幅となっているものでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 13 分休憩

午前 11 時 14 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第 79 号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてから、議案第 81 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についてまでの議案につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は議案ごとに行います。

日程第 9 議案第 79 号 から 日程第 11 議案第 81 号

○議長（中井 勝君） 日程第 9、議案第 79 号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散について、日程第 10、議案第 80 号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、日程第 11、議案第 81 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 79 号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてから議案第 81 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についてまでにつきましては、令和 4 年 3 月 31 日限り、兵庫県市町交通災害共済組合を解散すること並びにその解散に伴い、議案第 79 号は地方自治法第 288 条、議案第 80 号は同法第 289 条、議案第 81 号は同法第 286 条第 1 項の規定に基づき協議することにつき、同法第 290 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。各議案については、それぞれ関連がありますので一括で提案いたします。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、議案第 79 号から議案第 81 号まで一括して説明させていただきます。

議案第 79 号の兵庫県市町交通災害共済組合の解散についての提案理由は、ただいま

町長が申しましたとおり、令和4年3月31日限りで交通災害共済組合を解散することについて協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第80号の兵庫県市町交通災害共済の開催に伴う財産処分についての提案理由は、同様に解散することに伴い財産処分について協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第81号の兵庫県市町交通災害共済組規約の一部変更についての提案理由は、同様に解散した場合における事務の継承先及び決算審査に係る兵庫県市町交通災害共済組規約を変更することについて協議するため、議会の議決をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料43ページを御覧ください。

それでは、43ページについて御説明申し上げます。まず、1、組合についてでございます。豊岡市以下、記載のとおり19市町で構成しております。交通災害共済事業の事業を執り行っております。

次に、2、規約変更の経緯について説明を申し上げます。平成29年度に全構成市町による検討委員会において協議した結果、行政が実施する交通災害共済事業としましては、一定の役割を終えたとの判断から、交通災害共済期間を令和元年度末までとし、令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散するで合意をしております。なお、本件については、平成30年6月の新温泉町議会定例会において議決されており、このたび、その解散時期が到来することとなったものでございます。

次に、3の財産処分について説明をいたします。組合の設立基金については、平成29年10月26日に開催した検討委員会において、現在の加入市町で分配することを決定しており、配分金は①の累積加入人員と②の30%均等割により積算することとしております。積算根拠は次の四角の囲みのおりでございます。各市町の分配金の詳細は、44ページの別紙のおりでございます。44ページを御覧ください。新温泉町の設立分配金は、均等割1,305万7,161円と累積加入人員による分配額2,257万1,249円の合計3,562万8,410円でございます。

審議資料の43ページにお戻りください。次に、4の解散した場合の事務の継承及び決算審査について御説明をいたします。組合が解散した場合においては、現在の組合管理者である佐用町がその事務を継承することとし、組合の管理者が調製した決算については、佐用町の監査員が審査を行い、その意見をつけて佐用町の議会の認定に付すものでございます。

最後に、5の解散の期日でございます。令和4年3月31日とするものでございます。

審議資料の39ページを御覧ください。議案第79号の解散に係る協議書でございます。

次に、審議資料40ページを御覧ください。議案第80号の財産処分に係る協議書でございます。1項の設立基金の分配については、先ほど説明したとおりでございます。

2項は、令和4年3月末における歳計現金については、前項各号に定める関係市町19市町に均等に配分するものでございます。

次に、審議資料41ページを御覧ください。議案第81号の組合格約の新旧対照表でございます。13条の次に14条として、組合が解散した場合の事務の継承及び決算審査について規定するものでございます。

審議資料42ページを御覧ください。組合格約の一部変更に係る協議書でございます。それでは、議案第79号にお戻りください。ただいま説明しましたとおり、兵庫県市町交通災害共済組合の解散について、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第80号でございます。審議資料で説明しましたとおり、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、議会の議決をお願いするものでございます。

最後に、議案第81号をお願いいたします。兵庫県市町交通災害共済組合格約の一部を変更するもので、審議資料の新旧対照表で説明したとおりでございます。

附則として、この規約は、兵庫県の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

議案第79号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第80号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 令和4年3月末に解散ということなんですが、その分配される設立基金ですね、本町の場合は3,562万円ですが、これはどういうふうな措置をされるのでしょうか。令和4年度に繰り入れされるということでしょうか、それとも5年度に入って予算措置されるのでしょうか。その辺り、もし分かればお願いします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 御議決いただきまして、確定いたしましたら、一応補

正予算で収入のほうをお願いしたいと思っております。また、委員会のほうでも質問があつてお答えしましたけども、議決をいただきましたら、後の補正のときに一定、交通対策に係る費用として予算のほうに上げさせていただきたいというふうに考えております。以上です。（発言する者あり）一応本年度の補正予算で考えております。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 再確認です。本年度入ってくるということですか。

○議長（中井 勝君） ということでした。（「ちょっと確認取ります」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時29分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

答弁。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 失礼しました。先ほど申し上げたとおり、令和3年度今年の予算で措置をされますので、今年の予算の補正をまたお願いしたいと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 若干関連するかも分からんですけど。この交通災害共済制度の、昨年ぐらいからですかね、掛金を納めんようになった、通知があつてね。その災害の対象になった人、災害内容で何年間か面倒見るような制度になってましたっけ。その確認。ですから、多分その期間を考慮して4年の末かなという気がするんですが、その辺り。今、実際に災害共済の対象になってる方がいるかどうか、本町は多分いないと思うんだけど。その辺の確認もしておきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） ただいま議員が言われたとおりで、共済の支払い期間が加入後、後の2か年となっておりますので、令和元年度に最終の加入がありまして、その後、2年、3年ということで、本年度その共済の支払いが最終年を迎えるということで、令和4年3月31日をもって解散ということでございます。一応本年度の支払いも予算はされておりますけど、まだ年度途中でございますので、確定というものではございませんので、最終は先ほど申しましたように、最終残った分については均等に配分がされるということでございます。

町民の支払い対象がどうか、請求があつたかどうかまではちょっと確認をいたして

おりませんけども、基本は、どなたがというようなことはこちらには通知は来ませんけども、毎月支払いがあった案件については、毎月これだけ払ったよというような報告があるようでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 多分大きな、もうほぼ確定した内容ですから大きく迷惑かけることはないと思うんですが、ただ、こういう提案をするときは、最低限うちの住民の方がそういうふうな対象かどうかということは、やっぱり調査すべきだ。よそげの仕事だという思いがあるかも分らんけど、そこまですることがやっぱり仕事、何で関わるとるかという部分ですから、以後、注意してください。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 共済の請求漏れのないように、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

議案第81号、兵庫県市町交通災害共済組合格約の一部変更について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。45分から。

午前11時34分休憩

午前11時45分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開します。

日程第12 議案第82号

○議長（中井 勝君） 日程第12、議案第82号、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和3年度新温泉町一般会計補正予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。どうぞよろしく願います。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は歳出、歳入、総括、全てを一括で行います。

それでは、質疑をお願いします。

9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） ちょっと1点だけお尋ねいたします。8ページの保健衛生総務費の中で、コロナワクチンの関係の予算が上がっております。また、予防費の中でもそういうふうな予算が上がっておるんですけども、先週の土曜日に町内の各小学校の運動会がありまして、写真撮影のために伺いました。現在、緊急事態宣言が発令中でありまして、学校は運動会を感染防止対策のために、観客を減らしたり、来賓の数も町長、教育長のみというふうなことで、来場者を抑えて、また、プログラムも午前中に終わるように縮小して開催しておりました。家族で楽しく頂く弁当の時間もなくて、現場の先生方は感染防止のために、いろんな工夫をしながら開催しておられました。

そんな自粛された中で、町長が観覧席を保護者などに挨拶をして回っておりました。若い方はいまだにワクチンの接種をしてない方がほとんどであるにもかかわらずです。町の最高責任者としてのこのような行動は間違ったメッセージを発することとなります。現場の先生方の苦労が水の泡に帰することになりかねないというふうに思います。緊急

事態宣言が出されてる中で、町長のこの行動に対する認識を伺います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 運動会で参加された保護者の方々、どういう状況か見させていただきました。学校によっては2人だけ、それから家族同伴、そういう状況を確認させていただいた、そういう状況であります。別に接近して話をしたわけでもありませんし、コロナ上、特に問題はなかったと思っております。

○議長（中井 勝君） 9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 見たところ、ずっと客席を回っておられましたので、町長はきちっと、教育長も、演台の横で紹介はされておられましたね。にもかかわらず、みんな個人個人と話ができる方にはきちっと話をされながら歩いておられましたので、ああいうことを見られたら、やっぱり実に緊張感が緩んでしまうのではないかなと、今、宣言下なので、もう少し気をつけていただきたいなという思いがいたしました。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 特に問題はなかったと考えております。

○議長（中井 勝君） 9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 同じことを、教育長はいかがだったでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 緊急事態宣言の中で、各学校が工夫しながら開催をしていました。町長が回っておられるというのは私も見てたわけですけども、そういったことについて、町長が今答弁されたとおりでということで、学校が工夫して開催していることに対して、私自身、苦勞を本当に先生方にもかけてる、子供たちにも宣言下の中でいろいろ苦勞をかけてるなという思いは持ちながら席に座っておりました。

○議長（中井 勝君） 別に問題はなかったかということですけど。観覧席を回って。なければならないですけど。

○教育長（西村 松代君） なかったと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） ちょっと僕の勘違いだったら大変失礼なんですけど、1点目は、7ページの認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業ですけど、これは浜坂高校のこの教員住宅を潰して、そこにグループホームを造るとか、そういう動きがあったことの内容のことでしょうか。候補地が3か所だかあってというような部分に関する要綱なんだろうということを確認したいと思います。もしそうであれば、あの話というのは最終的には設置者のほうで今後場所決定とか、そういうのをすることの幕引きをしたように思うんですけど。それちょっと確認とききます。

それと、同じく7ページの認定こども園費の300万円ですけど、6月定例会で質問

させてもらったりして、あのときに、このことを含んでの予算が修正された。今回、また、調査委託の委員会資料を見たら、若干プラスされた部分もあるようですが、6月でやめてくれというか、理解できないというか。今回またこういう形が出てるんですけど、一体全体、今回300万円の内容見たら、自前で調査したらいいがな。何で300万円もかけてせんなんだいや。どうしても駄目な分は別ですよ。春からかけて、一体どうしようとしてるのかなと、できる努力は全部したらいいじゃない。金かけてどんどんすることでもない気がする。だから、何というんだろう、ちょっと仕事の仕方が地に着いてない、僕の見方からいったら。職員は自分たちが培ってきた能力なり、そういう部分を力いっぱい最大限に使って、なおかつ足らん部分というのは専門業者に頼むとかするけど、全然変わってないじゃない。何にも出てこないし。出てきたら300万円、6月は550万円、これは300万円。どんな仕事しとんだいなっていう気がするんです、僕は。もうちょっと努力が足りん気がするけどな。こんな重要なことを、本当に、不思議で仕方ない。だから、このことについて、今申したことについて、反論があれば聞かせてください。

それと、10ページの保健体育施設費の部分ですけど、どれこれとは言いませんけど、この偉人マンガ編集に係ることが小刻みに予算が出てます。あまり偉人マンガ編集委員会のことをちょっと詳しくないもので聞くんですけど。もう少し整理されて委託するか、回数が減って費用弁償が下がったとか、また謝礼金が、これは編集委員じゃなくなって協力団体、何か10万円前後のやつが何だかんとんとんとんこう上がってきとってね、この事業をちょっと改めて説明してほしい。やることはいいと思うんだけど、予算の立て方というのが、何で小刻みにこんなことになるのかなと。委託するんだったら委託したらいいし、印刷するんだったら印刷したらいいんだけど、何だ、ちょっと僕の頭の中の入りが悪いかも分らんですけど。ちょっと流れと、ちょっと改めて質問したいと思います。以上にしましょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） まず最初に、老人福祉費の補助金としまして、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業ということで上げさせていただいております。この中身につきましては、高齢者のグループホームの関係の補助事業でありまして、町内に認知症の高齢者のグループホームということで3か所あります。その中で、国のほうの補助、耐震改修等の防災補強改修ということで、国の補助を町の予算を通して補助するものというような内容ですので、障がい者のグループホームとは違う内容になっております。また、芦屋の浜坂高校前の病院官舎の跡地を使った障がい者のグループホームの関係については取りやめということになっております。以上です。

○議長（中井 勝君） 教育委員会。いや、そっちからする。

谷渕生涯教育課長、どうぞ。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） すみません、10ページの保健体育施設費の偉人マン

ガの補正を上げさせていただいている件の御質問ですが、謝礼金等、内容につきまして、第1回の編集委員会の中で、このマンガの中に協力団体の活動内容も含めたらどうかというような意見をいただいた関係で、この謝礼金を今回計上させていただいております。また、協議の中で、この補助金のほうを最大限に活用しまして印刷部数を増やしまして、浜坂高校の生徒とか関係団体に配付して、加藤文太郎のPRに最大限活用するために、今回、当初から99万9,000円増という補正を計上させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 教育委員会。

西村教育長。

○教育長（西村 松代君） こども園のことについての御質問です。ずっと懸案事項になってきておまして、6月にも賛同を得られなかったというようなことで、その後いろいろと協議を重ねてはきておりますが、協議を重ねてきて今回の提案というふうな形になっておりますが、努力が足りないというようなことで御指摘もいただきました。その辺りのことをまだまだできた努力があったかもしれませんけれども、精いっぱい協議をさせていただく中で、何とか進めたいという気持ちで予算のほうを提案させていただいております。

ちょっと詳しく課長のほうから答弁をします。

○議長（中井 勝君） 中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 議員御指摘の、できることは事務屋でもっとできるんではないかという御指摘だったかと思います。我々といたしましてもできる限りの想定はしておるわけでございますけども、基本的に住民説明会等を先行きしていかなければならないということを考える中で、事業をやるに当たりましては、国土交通省の所管道路事業環境影響評価等の基準等もございまして、いわゆるそういった評価もできる限り参考にしていきたいという思いの中で、今回の委託のほうをお願いしてるものがございます。ただし、予算的にも当然制限がございまして、先ほど申し上げました国土交通省の環境影響評価が全てできるものではございません。できる限り住民に説明をしていくための資料として、今回整えていきたいということをお願いをしているものがございます。

○議長（中井 勝君） 自前でできるものがあるよって言うけど。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 確かに自前でできることっていうことで、3月の委員会の中でも言って、職員のほうが評価してるのはございますけども、これらにいわゆる根拠づけをするために委託のほうをさせていただきたいということを考えてるものがございます。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。昼食休憩、午後は1時から。

午後0時01分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開します。

引き続き、質問をお願いします。

11 番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 午前中に引き続いて質問します。

まず、認定こども園の答弁いただきました。比較するということであるんですが、妥当という思いからすれば、やっぱり6月のほうが妥当違うかなと。何で東側だけにするのかということがよう分からん。比較するんだったら同じ状態で比較すべき。交通量、それから道路幅員含めて、現在地ができとればいいよ。要はさっきの国交省の基準によってっていうのがあったんだけど、現在地でも結構交通量多いときあったり、朝、何というんだらう、送ってくる車が結構増えてますからね。昔は自転車とかあんなんでも歩いてきたけど、ほとんど今、車なんですよね。だから、そういう観点から見ての交通量調査とかですね、そんなことももしかしたら要るん違うかなと。何で片手だけの東側だけにするのかと。

理由見たら、要はあまりいい理由じゃない。要はマイナス部分を明確にするようにしか見えない。だったら2か所しなさいな。6月に要は修正されたってあるかも分からん。今回出すだったらやっぱりそうせんといけん違うかな。何で——にするんだいって。そうせんと困るん違う、逆に。こっちだけして、元のほうが、例えばなければ、どうして比較するの、感覚だけですか。（発言する者あり）やじか。いや、本当に。逆に困りそうな気がする。困りそうな気がする、僕は。

それから、グループホームの件ですが、ちょっと勘違いしてました。交付金のほうについては異議はありませんし、ただ、もう一つの、これは補正予算に関係ないからちょっと発言止めたほうがいいのかも分からんですけど、障がい者のほうのグループホームの2か所出てきたんだけど、違ったっけ。僕、間違ってますかね。ちょっと待ってくださいね。高齢者のやつが、補助金の交付要綱ね、障がい者のやつが今回は2か所、図面が出てきとるんですけど。これは補正なしですかいな。なし、ある、ない。ごめん、勝手に。せっかくの機会ですので教えてほしいんですが、障がい者用グループホームの建設計画地が2か所出てきたんだけど、これは、設置者がその土地なり事業費なりを調達する中で今後していくという結果だったと思うんですが、そのことについての変化なりがあったら教えてください。

それから、偉人のマンガ本の件ですが、成果は問わないんですけど、手続としてどうも何だい気になるのが、新たなことを追加して、それに伴う謝礼が必要になったということで10万円を出すということで、協力団体というのは、何ぼかあるんでしょうか。その協力団体の人は編集委員には入ってないのかと。費用弁償、普通旅費、費用弁償で組んでたけど普通旅費、うそだ、誰かに調査するとかそういう旅費を使わなくなって、自前で普通旅費で要はそういう業務をしてきたということで、この今増減ができての

か。その辺のちょっと聞いてみたいと思います。

もう1点、特定財源の99万9,000円というのは何ですかね、改めて教えてください。本の販売かも分からないですけど。それでお願いします。

○議長（中井 勝君） 先ほど中村議員の発言で不穏当な発言があったように思われますので、後刻調査の上、処置をしたいと思います。

じゃあ、答弁。

中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 比較ということで、6月の議会にも補正予算もお願いしたわけですが、6月の段階では現在地周辺と役場東側ということで、2か所の比較をさせていただきたいということでお願いをさせていただきました。このたびの9月補正につきましては、比較という言葉を使わせていただいておりますが、今現在ない状態での役場東側と、それから、認定こども園を役場東側に建てた場合を想定しての影響がどの程度出るのかということの比較をさせていただきたいという思いで、このたびの補正をお願いしているものでございます。若干、ちょっと比較という言葉で同じ言葉ではあるんですけども、2候補地の比較ではなくて、今ない状態と、それからできたときのことを想定しての影響ということでの比較ということで、若干のニュアンスが違うということをお理解賜りたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 障がい者のグループホームの関係であります。委員会資料を差し替えをさせていただいて、正誤表をつけさせていただいて、削除ということでさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、具体的に進むようでしたら、また報告させていただきます。以上です。

○議長（中井 勝君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 偉人マンガの謝礼金につきましては、このマンガ本の全体的な監修、それから、資料編集に対する謝金ということで5,000円を4名の5回を計上させていただいております。また、費用弁償につきましては、従来計上されております山の会に依頼する調査、こういうものを普通旅費のほうに組替え、こちらの職員のほうで調査する分と、それから、この普通旅費の中には財団関係者、それから、もう既に取り組んでおりますマンガ本への職員の出張、それから、今回発行部数を増加させていただいております、この分の配付に関する費用などを計上をさせていただいております。それから、財源につきましては、公益財団法人ブルーシー&グリーンランド財団からの助成金となっております。

○議員（11番 中村 茂君） もう1回いけますか。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 私は比較の違い、取り方が違うということです。じゃあ、現位置での、例えばさっき言ったような交通の混雑具合とか、そういうものの調査という

のは、もう既にしてあるということ、ごめん、してあるのかなということを聞いてみたいと思いますし、現位置でのこういう比較調査項目で該当するようなことはないの。僕はぱっと交通関係が気になったから聞いたんだけど。改めて調査せんでもいいんですかね。せんでもよかったらいいんだけど。

さっき不穏当な、———という言い方しまして、大変申し訳なく思います。きちっとしたバランスの中で、町長が、町長は現位置でいきたいって言ってますからね。確かにそういう部分では、何のためにお金使って調査するかというのは、やっぱり適地の選定だと僕思いますから、そういう部分では、現位置に固定というか、そういう観点でやっぱりこういう調査事業をすべきじゃないという気がします。そういう点からいったら、300万円の何ていうんだろう、必要性というか、そういう部分がちょっと疑問に残るところであります。

それから、障がい者グループホームについては、分かりました。以上かな。

そのマンガ本ですけど、理解が悪くて申し訳ないんですが、この編集委員会というのは生きてるわけですか。10万2,000円の減というのは、委員会は不要な分、これ5人分を落としたということでしょうか。でも、10万2,000円というのは、かなり金額は多いですから、もしかしたら、これ、ごめん、編集委員会というのは、何回かされて、その残った5人分の減額が10万2,000円ということでしょうか。早く作ってもらったらいいと思います。その辺のちょっと疑問点がありましたのでお聞きしました。

もう1点、協力団体と編集委員会というのは、共通する分はないのかなということも併せて聞いておきます。以上。

○議長（中井 勝君） また同じ不穏当な発言がありましたので、後刻、記録を調査の上、処置をさせていただきます。（「すみませんでした」と呼ぶ者あり）

中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 認定こども園の関係なんですけども、交通量の調査ですけども、実態の調査の把握をしてないのが原状でございます。ただ、想定されますのは、夕方等の迎え時等は、当然交通量が増えるんであろうという想定もありますので、それらを勘案して、周辺、いわゆる現在と建てた場合とで、どの程度の変化が生じるのかということ調査をできればと考えております。

それともう1点。原因者とおっしゃられたでしょうか。2つ目のほうの質問の中身がちょっとつかめなかったんですけども、申し訳ありません。原因者とおっしゃられました。現在地の調査をしてるかということだったようですけども、現在地の調査はまだできておりません。

○議長（中井 勝君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 委員報償金につきましては、当初、委員が10名の6回分を計上させていただいておりましたが、委員のこの報償金の支払い対象が5人ということで、5人の6回ということで減額をさせていただきました。また、謝礼金につき

ましては、この委員会の委員に対する報酬、報償費ではなくて、あくまでもこちら、監修等に係る謝金とさせていただきます。（「委員と協力団体とのメンバーが重なってないか」と呼ぶ者あり）委員とこの謝礼金の対象が同一という御質問だったでしょうか。（「委員と団体とダブってませんか」と呼ぶ者あり）一応、この謝礼金につきましては、団体の中でということで選出をお願いしております。謝金に対しては加藤文太郎山の会に依頼するということで、その中からの選出ということで、具体的にはまだ選出を依頼はしておりません。（「まだ、何だいよう分からんな」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） ちょっとちぐはぐだけど。（「委員会の人は山の会のメンバーに入っていないです」と呼ぶ者あり）ダブってませんかという。

暫時休憩します。

午後 1 時 1 5 分休憩

午後 1 時 1 7 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか。

14 番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 7 ページの今議論になっておりましたこども園ですけども、教育委員会の説明で、2 つの候補地は対等に検討するという説明がありました。しかし、現在地というのは、ハザードマップで 5 メートルから 10 メートルの浸水想定区域だと、周辺がですね、ということになっているにもかかわらず、現在地が本当に対等な候補地として適切なのかどうか、何をもってこの 2 つの候補地というのが対等なのか、その辺りを説明してください。

それから、11 日の新聞に、町長が現在地周辺が望ましいと強調されて、小児科医院の併設や保護者向けの調理施設の充実で多機能のこども園を目指し、早期の解決を図りたいというふうに記者会見で述べておられるんですが、この内容については、既に教育委員会でも承知をされて検討されているのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 確かに浸水のことを考えますと、1000 分の 1 年の最大浸水深で、今、浜坂認定こども園の海拔 3.1 メートルあるわけですけども、1000 分の 1 ですと 4.3 メートル、それから、50 分の 1、いわゆる 50 年に一度の分ですと最大浸水深が 1.4 メートルということで、浸水するという想定は確かに考えております。ただ、現在地で今までから認定こども園を運営してきたという事実であったり、ないしは、周辺環境、農地ではあるんですけども静かな場所に現在はありますので、いわゆる、こちら、役場東側とは若干異なった環境があるというふうに考えております。

そうした状況の中で、どちらを選択するのかという大きな岐路に立たされてるわけで

すけども、現段階で、3月の委員会資料にもお示しさせていただいてますとおり、それぞれの地域におきまして、いわゆるメリット、デメリットがありますので、それらを精査したいという考えでございます。

それと、もう1点、何でしたっけ。

○議長（中井 勝君） 町長の質問ではありません。教育委員会は承知しているかと、新聞発表の内容について承知をしていますかって。

中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 町長のコメントとしては伺っております。ただし、それに基づきまして内部の調整等をしてるものではございません。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） その過去一度も浸水していないとかね、過去の経験が今日の温暖化の中で、水害が非常に激烈になっているということから、本当にここを候補地にしていいということを教育委員会として判断したのかということが一番知りたいところなんです。だから、それを、何をもって教育委員会は適切な候補地なんだと言っているのかということを確認してもらいたい。ですから、それは本当に今後のまちづくりそのものを左右する重大な要素を含んでるんです。それで、あなたたちもう既に承知のとおり、今年の2月の臨時議会で、下水処理施設の耐水化計画を国交省の指示の下に具体的に進めようとしているわけです。今計画を委託をして、計画を立てている最中ですね。そういう、言わば対策を取らなければ今の機能を維持することはできないという地域に、新たに零歳児から預かろうとしている施設を、本当にこの地域が適切な候補地となり得るのかと。厳密に判断を示してもらいたいと思うんです。行政の専門機関として、きちんと正確な判断を教育委員会には示す責任と義務があるんじゃないんですか。

○議長（中井 勝君） いや、こちらで質問してますから。

中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 議員御指摘のとおり、上下水道課のほうで、耐水化計画を作成中だということは承知をさせていただいております。ただ、我々は教育委員会といいますか、こども教育課としましても、いわゆる3月の委員会の段階で2候補地に絞らせていただいて、皆様のほうに御提案をさせていただいたという状況でございます。今後、それら、どちらに決定するかということを決めていきたいという思いで、一歩でも前へ進めたいという思いの中で、今回の補正もお願いしているところでございます。当然浸水ということも想定をすることは考えていかなければならないと思うわけですが、まずは現況をそれぞれ把握したいという思いの中で、このたびの補正をお願いしているものでございます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 危険度を心配されるのはよく分かるんです。ただ、根拠ってありますけど、県が洪水浸水想定地図、こういった地図を、千一とか、そういった想定

を出される。何で出したか。それはどういうものかというQ & Aが出ておるんです。そのQ & Aで、県はこのように答えてます。洪水浸水想定区域図は、水防法第14条及び同法施行令第2条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深などを表示するものとするというふうなことで、要するにあくまでも避難対策、それから被害の軽減を図る、こういったQ & Aで県ははっきりと述べております。だから、そこが建物の設置をしてはならないという極端なことではないわけです。そういったことを基本にして、現在の認定こども園の現在地と、この東側を検討させていただいておるということです。そこはよく御理解をしていただきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 今町長がお答えいただいた点は、この地域が本当に認定こども園を設置していい、適切な候補地たり得るかということに対する答えなのかと、教育委員会も同じレベルの答弁しか持っていないのかということを知っているわけです。ただただ、いざというときに避難する認識さえ持っていれば大丈夫なのか、そういう施設なのかということです。

なおかつ、5メートルから10メートル、周辺の水田や道路が浸水するという区域が、本当にこども園の敷地そのものはかさ上げをして一定の高さまで上げたとしても、通園する道路はかつては農道であったところを町道としたとか、あるいは農道のままであるとか、そういう区域であるわけです。ですから、そこは当然浸水が想定されると。そういうところを通して安全に避難ができるのかということになるわけで、本当に保育に責任を負うという機関がどんな判断で適地だということのかと。

町長はこれまでからまちづくりの根本が揺らぐということもおっしゃってるわけです。私はまちづくりの根本から考え直してもらいたいと。5メートルから10メートルも浸水するということは今まで一度も言われていなかったわけですから、新たな災害の危機が提起されたら、それに基づくまちづくりこそ考えなければならないことではないですか。その第一着手がこども園という施設をその区域内に建設をするということですから、私は教育委員会だけの検討に済まないと思ってるんです。まちづくり全体を本当に庁内全体で検討した結果、ここは大丈夫だということをおっしゃると、それなら説得力を持つでしょう。なおかつ、先を見通した財政計画もきちんと一緒に提起されなければならないと。だから、本当に真剣に考えて、庁舎挙げて答弁を用意してもらいたいと思うんですよ。それが4年間同じことの繰り返しで、それ以上議論が深まっていかないと。本当にこんなことでもいいのかと。我が町のまちづくりが。その第一歩だと私は思っているから、真剣に考えて答えてもらいたい。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 真剣に考えているのは両方真剣に考えていると思っております。

我々が真剣でないという、そういうことはあり得ないわけです。

それから、10メートルという、ほとんど浜崎市街地は全て水につかるわけですね。そういった、それこそ1,000に1度のことを想定してまちづくりをするということは、どっかに移転せないけんと、そういうことになります。もう少し、1,000に1度のことを基本にまちづくりをするのか、1,000に999、これ、999というのは現状だと思ふんですけど、そういった現実論と理想論と、議員がおっしゃるのは1,000に1の、そっちのほうが大事だと言っとるんですけど、我々は現実に今生きとる今の世界のほうが大事だと。だから、そんなことを基本にすると、やはり現在の住民の方々の意見、そういったものが当然計画に反映されなければならない。

それから、合意形成はどうか、本当に喜んでいただけるのか、そういったことを現実的にやはり判断する必要があると思ふんです。理想論は分かります。だけど、1,000年に一度のまちづくりなんて言い出したら、浜崎市街地は全部撤去せという、それこそとんでもない理想論になるわけですね。それよりは、1,000年に一度の緊急時に対してどういう対応をするか、そういった現実的な対応を考えていったほうが、私はより住民の賛同を得ることができる。あまりにも1,000の1のほうを強調し過ぎると、まちづくりはできない。

それから、過去、こうやって現在ある歴史やそういった人々のつながり、こういったものが全部変わっていくわけです。そういった全体像を考えると、ただ単に水につかるという1点のみをもって極論で進めていくというのは、私はちょっとどうかなと思っております。

○議長（中井 勝君） 教育委員会。

西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 今回、役場東側の予算を上げさせていただいてるんですけども、このことについて、やはり前に進んでいくためにどうしていったらいいのかというようなことを本当に考えてこの予算を上げてるんですけども、何もないところに建てるということで、いろいろ調査をして、知っておいた上で向かっていく必要もあるというようなことを考えております。今議員のおっしゃったように、保育、ゼロ歳から預かる、本当に小さな子供たちを預かる施設ということで、やはりより安全な場所というところは絶対条件になると思っております。そういったことも踏まえて、この東側の予算を提案させていただく中で検討を重ねていく、そのために、100%というところはなかなかないですし、利点と課題を上げていく中で、本当にこども園としてふさわしい場所を選定して、やはり皆さんに喜んでいただく、納得いただける場所を選定をしたいという思いが今現在の思いです。

○議長（中井 勝君） そのほか。

8番、竹内敬一郎君。

○議員（8番 竹内敬一郎君） 8ページの環境衛生費負担金のところですが、美方郡広

域事務組合運営費が92万6,000円の減額になっておりますけども、この内容を教えてください。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 美方郡広域事務組合の令和2年度の決算に伴う減額でございます。要するところ、郡広域のほうが決算で繰越金が出ますから、その調整を本年度の負担金で行うということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 8番、竹内敬一郎君。

○議員（8番 竹内敬一郎君） その内容を知りたいんです。これには火葬場ってなってますけれども、火葬事業のその内容を教えてください。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 火葬事業の郡広域全体で、普通負担金、それから事業負担金、特別負担金等で火葬事業を運営しております。全体で165万8,000円の余剰金というか決算で残が出ておまして、そのうちの92万6,000円が新温泉町分ということでございます。92万6,000円のうち半分が普通負担金ということでございます。それ以外に事業負担金がおよそ半分ですね。失礼しました、普通負担金は香美町と新温泉町とで50%ずつということで、45万2,000円でございます。さらに、事業負担金ということで新温泉町分は47万4,000円の減額ということになりまして、合計で92万6,000円ということでございます。ですから、火葬事業に係る事業を香美町と新温泉町でそれぞれ減額をするというものでございます。ちょっと分かりにくいかな。

○議長（中井 勝君） 8番、竹内敬一郎君。

○議員（8番 竹内敬一郎君） だから、その減額の内容が分からないんですけど。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それぞれ火葬場を運営する上で、火葬場は使用料とか町の負担金とかで運営するわけでございますけども、それを議会費であったり、職員の給料等の総務費であったり、事業費等で、火葬事業ですね、そういうもので歳出をしていくわけでございますけども、2年度の決算をくくる中で、当然歳入のほうが多いわけですから、歳出側で残が出てくるということでございますので、その火葬に係る部分の繰越しが出てきたものを、先ほど言ったように香美町と新温泉町とで分けていくということでございます。一応、全体、ちょっとお待ちください。全体の、ちょっと全体。ちょっとお待ちください。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時42分再開

○議長（中井 勝君） では、再開して、次の質問の方、お願いします。

再開します。

ほか、質疑がある方。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 7ページの児童福祉総務費ですが、委託料、工事請負費ともに浜坂認定こども園に係る営繕工事とその設計監理委託料なんですが、屋根が雨漏り、それからコンクリート、軒下が経年劣化、それから、床等がささくれたり持ち上がっているというような説明でした。本当にこれは急を要するものと思いますが、そのほかにも浜坂認定こども園で今後また修理とかが必要なものもあるのか、その辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、あと、8ページの予防費ですね。ワクチンの接種で5,500万円の増額ということですが、それと、歳入のほうの3ページの国庫支出金で、新型コロナワクチン接種対策事業費負担金、それから、4ページの国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、これがちょっとどういうふうに対応しているのか、収支関係のことをお尋ねします。

それから、予防費の一般財源の100万円がその他の財源に変わっている、ちょっと意味を教えてください。以上です。

○議長（中井 勝君） 中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 浜坂認定こども園の関係で、このたび緊急にということで、工事請負費、それから設計監理委託料をお願いをさせていただいております。内容につきましては既に休憩中に説明をさせていただいたとおりでございます。森田議員の質問にも、今後修繕があるのかという御質問だったと思うんですけども、このたびは軀体的にどうしても緊急にやらざるを得ないものを補正予算でお願いをさせていただいております。そのほか、配管ですとかもろもろ老朽化してるものもあろうかと思えます。今後突発的に発生することも考えられますので、また、都度対応していかなければならないと考えております。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 歳入のほうの3ページの保健衛生費負担金の関係であります。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金ということで上がっている分が、ワクチン接種に係る医師に払う事業委託料分ということで、予防費の中の委託料の内訳になってきます。

8ページのほうの委託料ですけども、医師の分が4,775万5,000円、看護師の分が351万5,000円ということで、医師分だけということになっております。

歳入のほうの4ページの保健衛生費補助金であります。そのほかのワクチン接種に関する分であります。時間外の関係、管理職特別勤務手当の関係、先ほどの医療機関の看護師の関係なり在宅の看護師の関係ということで、100%補助というふうなことで、この二本立てで財源内訳が成ってるということでありまして。

予防費の100万円の分についてはちょっと調べます。お待ちください。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 先ほどの郡広域の余剰金の関係でございますけども、それぞれ火葬に係る会計を持っております。それで、ちょっとぴったりにはないわけでございますけども、郡広域のほうでは、ちょっと今手元に頂いたので修繕料30万円、委託料18万円、燃料費30万円とか、こういうものの積み上げが90万円になってるということで、ほかにも科目があって、そういう執行残を積み上げていくと92万6,000円になったということでございまして、当然、赤字で決算はくくれませんので、そういう予算自体をこういう執行残が出るように、郡広域も予算を持っていますので、それでこのたび決算をくくって余ったものが出て、それを消防の分と火葬の分に分けさせていただいたと。それで、さらに香美町と新温泉町の負担相当で分けさせていただいてるということでございますので、特に事業が増えたとか減ったとかいうこと、内容でこの90万円が出たというものではございません。それぞれの費目での執行残というふうに考えていただいたらよろしいかと思えます。

○議長（中井 勝君） 森田議員、回答が1つ返ってませんが、それ以外でいけますか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 今、こども園のほうのことですが、今後もしろいろとまた突発的なことが起こってくるということでしたので、そのためにも、一日も早くこども園整備すべきと思いますし、そういった中で、この業務、次の300万円のほうのこども園の委託料ですが、何とかきっちりと適正かどうか評価すべきと思いますし、先ほど同僚議員の方も言うておられましたけど、やっぱり現地もちょっとどうなのかというようなことは調査すべきと思います。

それから、予防費のことについては大方分かりましたので結構です。

100万円の件をお願いします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） すみません、予防費の100万円のその他と一般財源の分ですけども、今回のコロナワクチンとは関係なしで、乳幼児のおむつ等の助成事業の関係で、企業版のふるさと納税の財源の関係ということで、財源として変更をさせていただいてる分であります。以上です。

○議長（中井 勝君） 現地調査もすべきって質問だったで。

中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 現地調査につきましては6月の補正の段階で皆様からたくさん御意見をいただいておりますので、現段階では現地調査ということはちょっと考えておりません。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

- 議員（6番 森田 善幸君） こども園のことについてはそういうふうに行うということで、もっと私は増すべきと思うんですけど、そういうことでしたら、今回も予算もその分しか上がってませんので致し方ないと思いますが。
- 議長（中井 勝君） 森田議員、マスク外してもらわんと、何か聞き取りにくい。
- 議員（6番 森田 善幸君） もう一つの特定期源のほうになった分ですけど、これは、企業版のふるさと納税は、そうすると、特定財源という形になると。それから、一般的なふるさと納税の寄附金ですね。ふるさとづくり基金から出すものは一般財源というふうな処理になってるのでしょうか、ちょっとそこだけ教えてください。
- 議長（中井 勝君） 井上総務課長。
- 総務課長（井上 弘君） 今回、企業版ふるさと納税のほうを歳入のほうでも受入れをさせていただいております、それを紙おむつのほうに使用させていただくということで、歳出の充当はそちらのほうにあるということでございます。それから、一般のふるさと納税につきましては、一度基金に積んで、基金を取り崩して使用するというところで、一般財源のほうに入っているということでございます。
- 議長（中井 勝君） そのほか。
- 3番、河越忠志君。
- 議員（3番 河越 忠志君） 9ページの商工振興費で、今回も商品券のほうと交付金という格好の中で、宿泊助成ということが計画されてるわけですけども、前回の商品券についても即日売り切れというような形の中で、私、こういったお金を使うのであれば、目的が幾つかある中で、それぞれ達成できるような工夫が必要じゃないかなと。今回、委員会での報告もいただいたんですけども、まず1つは町内の事業者の経営を助けるという部分、もう一つは住民の生活を助ける部分という、両方だと思っておりますね。そのときに、簡単にお金を用意できてたくさん買える人、即、ちょっと話を聞くと、本当に数十万円に至るような、当然別々のお名前が使われたということなんですけど、そういった方たちが購入される人と、場合によってはそこまで買いに行けないから買えなかった人とかおられるわけですけども、住民の生活を助けるという面では、本当に困っている人を助けるというスタンスがまず必要じゃないかなと思っておりますね。それともう一つ、事業者を助けるという面では、町長も以前におっしゃっておられたんですけども、町のお金は町で回そうよという基本的なスタンス、これはとっても重要じゃないかなと思っておりますね。ところが、最も利用されてるところが町外資本の会社というようなことになると、小規模の店舗とか事業者はあまり助けてもらえてなかったという話になると思っておりますね。そうすると、少々使い勝手が悪くても、やっぱり効果というものを一番重視した工夫の仕方ということが必要になってくると思っておりますね。今から組み立ててくださいというのは非常に難しいかもしれませんが、少なくとも購入の仕方、予約を取るよとかいうような話もされてるわけですけども、こういったものが即座にこれで終わりということではないと思うので、ぜひ事業を組み立てる、お金を使うときには二

兎も三兎も確実に得られる方策にしていだきたいなと思うんですけども、その辺りについてお聞きしたいと思います。

あわせて、宿泊助成についてもいかに使ったお金が効果をなすかということ、それも併せて、今回の中では検討ということはあまり委員会での報告にはありませんでしたけれども、可能性があるんなら、その辺りを含めて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 商品券の関係で御質問いただきましたけれども、この商品券事業につきましては、補正をいただきました7月1日の販売につきましては2万セットを用意させていただきましたが、今までよりも数多く用意をいたしましたが、当日に売り切れてしまったという状況になってしまいました。それを受けまして、今回拡充という形で補正予算のお願いをしとるところであります。

町内事業者の支援ということが我々商工観光課の目的というところで、商品券を多く買っていただきながら町内消費を回していただくということが本来の目的であります。買えない方、それから購入の資金がない方につきましては、今までから御意見をいただいておりますけれども、それにつきましてはまた違う角度での支援で、例えば商品券をお配りするとか、そういった形での方策になろうかというふうに思っております。

それから、町外資本の会社に多く流れるのではないかとということも一つの懸念としてございますけれども、今回、コロナ対策ということで、この商品券事業をするに当たりまして、各商店がいかに自分の店のファンを増やすか、いかに商品券を我が店で使っていただくかということの努力をしていただくことを参加の要件といたしておりますので、そこは各商店の方に御努力いただいて頑張ってください部分でもあろうかというふうに思っております。

また、この商品券事業の効果につきましては、アンケートを取りまして、その商品券事業の前にお客さんが増えたかどうか、売上げが伸びたかどうかということは集計をいたしまして、また御報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 宿泊も。宿泊。聞いとらんかった。（「もう一度質問をお願いします」と呼ぶ者あり）

もう一度、カウントを入れませんが、暫時休憩します。

午後1時57分休憩

午後1時58分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 今回の宿泊助成につきましては、各市町でも取組をやってるところもございますが、町内の観光客を呼び戻す、また、町の観光客を増やすい

うことをお願いをするものでございます。宿泊の助成につきましては、それぞれ各旅館のほうに町の助成をいただいてこういうプランをつくりましたというふうな企画をしていただきまして、各誘客をそれぞれ宿のほうにさせていただくということになっております。これにつきましては、本当に町に観光客を、秋、冬に向けていち早く呼び戻したいということが基本でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 先ほど御答弁いただいた中で、商品券について地元の商店が工夫してくださいというお話をされたんですけども、工夫ができる余地というか、そういったことについて何か提示できるようなものが今回の企画の中にあったというふうに私は全然理解してないんですけども、果たして工夫というものが何らかの形で、要は宣伝というか、そういったことが織り込まれていたのか、それがちょっと私には分かりません。

もう一つは、先ほど追加で御説明いただきました宿泊券についても、私の認識では、各旅館が企画をしたとして、じゃあその企画はどんなふうに評価して、この企画はいいからたくさん配分してあげるとか、そういったものまで考えられているのか。単純に各旅館、宿泊施設の規模とかで決めるものなのか、その辺りについては、委員会資料ではちょっと私、読み取れなかったので、併せてお聞きできますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） まず、商品券の関係の各商店の工夫のお願いという部分ですが、実際、いろいろその商店の業種であったりとか販売店のその形態であって、なかなか工夫がしにくい部分もございますが、基本は挨拶とか、それからお店に来られた方に話しかけながらファンをつくっていただく、また、今回の例えば商品券の特別のセールであったりとか、そういうことをやっていただきたいということでございます。

それから、宿泊の関係につきましては、それぞれ宿の企画に応じての配分ではございません。宿の規模に応じて、収容の人員数に応じての単純な配分と考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 私は、目的があったり目標があるから、私、頑張れると思うんですね。もちろんそういった助成金があれば、それは目いっぱい多分各宿泊施設は使われると思うんですけども、より来てもらうということを考えていく中に、いい企画をしてくださいということだけで投げてしまったら、もちろんこの金額を使い切るということはそれに合わせた観光客が来られるということになると思うんですけども、余すようなことは多分されないと思うんですけど、そうすると、トータルの中でどうだという、これを使って来てもらって、それがリピーターにつながるかどうかということについて、町としての関わりというのはそこにはないように思えるんですね。何らかの努力っていうのを、行政が関わる、要は努力しやすい環境をつくるというのは、これは必

要じゃないかと思うんですね。単純に同じ助成しかないですよ、でも、工夫してくださいねっていう、当然各宿泊施設は生き残りがかかっているわけですから頑張るとは思うんですけども、ただ、そこにお金が投入されるということのプラスアルファ、より頑張ろうという部分について意識づけができないと思うんですね。だから、その部分っていうのは、行政がお金を使うのであれば、やはりそのプラスアルファの部分盛り込まないと、何か頑張ってもらえるということにならない。

いずれにしても、このお金がはけてしまって、効果があるかどうかは後、宿泊施設にお任せですねっていう話になってくると思うんですね。今の各商店のことも、挨拶柄をよくしてリピーターを増やそう、それだけがスローガンになってしまっていて、じゃあ、例えば数店舗行かなきゃいけないとか、まずその機会をつくるような枠組みを行政がつくって、それで、今まで来られてない人も来られた、そこで初めて接点が生まれて、いい関係ができるとかいう仕掛けがあればいいと思うんですけども、ただ頑張ってくださいねっていうことだけのスローガンで各店舗が頑張れるというふうには思えないし、ましてや、使いやすい商品券の中で町外資本の大きな店舗が売上げを上げて、町にお金あまり残らない。むしろ、小さな小売店が、ほかの、小売店でなくてもいろんな企業がありますけども、売上げはあまり伸びなかったということであれば、このお金使ったことが果たしてプラスかなという部分が商工業の振興につながりにくいんじゃないかなと思うんですね。だから、お金を使うのであれば最大の効果を狙うということを担当課としては狙ってもらって、この商品券なりこの宿泊助成なりも今後さらなる工夫というのが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 議員おっしゃる部分も十分あると思っております。宿泊助成金につきましては今回初めての取組でございまして、配分に応じての助成という形が一番公平ではないかというふうなことから始めさせていただいておりますが、それぞれいろんな企画であったりとか定着をしていただく、リピーターを増やすという部分では、もう少し行政のほうも関わっていきたいというふうには思っております。

それから、商品券のほうにつきましても、我々がそういう呼びかけをしながら指導もしてきるところであります。今回、商品券を販売しまして、いろんな業種で使われておりますし、特に頑張っておられるところにつきましては、お客さんに今商品券を使ったらこういうことができるので、今までやらなかったことをやってみませんかという部分で、工務店であったりとか、いろんな建材の関係だったりとか、そういうところに使われている、効果が出ておりますし、また、個人商店につきましても、顧客が多いような、理美容であったりとかそういうところでも少し利用が増えてるというふうな数字で見られておりますので、その部分では各業種も取り組んでいただいたというふうな思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 今の商品券に続いてではありますけれども、町内共通商品券発行事業、これは先日発行されて、すぐその日のうちに完売されて、いろいろクレームもあったと。このたびの追加発行は、買えなかった人のためを中心に追加発行されるのかなと私は思っていました。委員長の委員長報告でもそのことについていろいろ工夫がされるような報告を受けたと思ってたわけですが、今、課長の説明では、買えなかった人には商品券を配るとか別の方法をというようなニュアンスで聞こえました。その辺のところを整理して、もう一度説明をしてください。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） まず、今回の商品券の拡充につきましては、目的としまして、商工業者が、今コロナ禍の中で、非常に長引いております。一定の回復の傾向が見られながらも、また緊急事態宣言が出たということもありまして、さらなる支援、それから町内消費の拡大、この機会に、町外から買物をするのではなくて町内から買物をしましょうというその定義づけを何とかしたいということでのお願いが大きな目的でございます。買えなかった方からの御意見も確かに伺っておりますので、その部分も含んでおりますが、大きな主目的としましては商店の支援でございます。

それから、先ほど券を配ったということですが、これは商品券ではなくて、買えなかった方、要は金銭的に余裕がない方につきましては、こういう商品券を買っていただくということではなくて、福祉の面からとか、そういった形で商品券をお配りするという別の角度もあるのではないかとこのことを申し上げたところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 確認も含めてですけれども、商店、商工会関係を中心のという意図は分かるんですけれども、買えなかった人の悲しい思いもあるわけですね。だから、そのことについて工夫をしないのかな。例えば予約のことをするとか、順番をどうか、よく分からないですけれども、買えなかった人を優先的に買っていただくという工夫をなしに、今の課長の説明ではその部分は全くないという感じを受けたわけですが、その辺のところは商工会に補助を出してるわけですが、じっくり検討して、この前買えなかった人を優先にするとか、そういう方法を取るべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） ちょっと説明が足りませんでした。申し訳ございません。今回、買えなかった方につきましても、いわゆる公金をプレミアムの部分に充てさせていただいておりますので、買えなかった方につきましては、販売から約1週間程度、前回買えなかった方を優先的に買っていただく期間を設けたいというふうに思っております。それを確認するために、前回購入したときの申込書に基づいて商工会が購入した方のリストをつくっておりますので、もし、私は前回買ったかどうか分からないという方であれば、商工会にぜひお問い合わせくださいというふうな方法を取ります。また、

当日、非常に前回混雑をいたしましたので、その確認が取れない方につきましては、申込書のほうに、私は前回購入をしておりません、初めて買いますというふうなニュアンスの一文を入れた申込書で購入をいただきたいと思います。後々、もし二重で、例えば前回買った方でも今回申し込まれた方がありましたら、連絡を取らせていただいて返却をいただく、もしくは個々対応で対応していただくというふうなことを考えております。それで、もし残数が余った場合には、先ほど申し上げたとおり、商店の支援という部分もごさいますので、売り切りたいと思っておりますので、また残った残数につきましては購入数を制限をしながら皆さんに買っていただくというふうな方法を今考えておるところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 7ページです。先ほどから議論になってる認定こども園の関係、候補地の評価です。300万円、この町を左右するということで、町長、言っておられます。水没というのを、もう数字をいつも気にされて、50分の1、1000分の1、5メートルから10メートル、数字だけでなく、私の感覚としまして、現在地というのは、もしというよりも、数年前でもつかっております、近隣の道が。その回復をするのの時間が相当かかるのではないかなと。今まで以上に、つかればつかるほど堆積物もあるというようなことの回避をするためには、やはり1ミリでも海拔が高いところに持っていくべきであろうというふうな、私は解釈をします。この4年間、私、予算も決算も委員長をさせていただいた関係で、多くの予算審議が正味できておりません、決算も含めても。要らない議員の一人に入っているようです。今日で最後の質問になるかも分かりません。きれいな答えをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 県の発表された浸水想定水域の中には何日で水が引くか、そういうデータも入っております。今の現在地においては約2日、それから、最も遅いのが古市周辺で6日から7日、こういうデータが出ております。ぜひ、そういうデータ出るとはんですけど、もともとあの地は遊水地であります。遊水地ですから、洪水があつたりした場合、当然、水はつかるとはですね。そういう大前提の下で今の現状があるということで、私はかえってそういう認識の上で今日に来ているということは、逆に言えば、そういう先人がそういう遊水地をあえて選んだという、そこはやはり一番重要なポイントだという具合に考えております。

○議長（中井 勝君） 1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 遊水地、遊水地という言葉が出てまいりましたが、遊水地と発言された方で相当お叱りを受けた方も私は知っておりますので、くれぐれも気をつけていたほうがいいじゃないかなと思います。あそこの地権者も遊水地とは言ってほ

しくないというふうに私は思っております。

最後の質問をいたします。この300万円を、この件で4年間、子供たち、各それぞれの保護者の皆さんにこの進捗を遅らせたような状況にしてしまったことの反省は私にはあります。できるものならゼロベースに持って行って、どちらに立っても何かいわくがつくではないかなというふうに私は思いますので、ゼロベースに、西村町政にもしなった場合、別の場所も検討していくということの、この300万円を有効に使うための予算措置はございませんか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 住民の方々に喜んでいただける、そういう場所ということで最終決定ができればいい、そのように考えております。300万円はそのための資料の一つであります。

○議長（中井 勝君） 1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） もう一つ最後に言っときます。あまりあの場所を選挙の道具に使うなというふうに私は言われたので、これ以上は申し上げませんが、できる限り有効な予算措置をお願いしたいというふうに思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 同じ意見であります。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑は歳出、歳入、総括、全て終わりました。

質疑を終結します。（「議長」と呼ぶ者あり）

7番、太田昭宏君。

○議員（7番 太田 昭宏君） 本案に対する修正動議を提出します。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

じゃあ、資料配付がありますので、10分間休憩。25分まで。

午後2時15分休憩

-----  
午後2時25分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

本案に対して、太田昭宏君外3名からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、この本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

7番、太田昭宏君。

○議員（7番 太田 昭宏君） それでは、お手元に配付された用紙を御覧ください。議案第82号、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議です。上記の動議を地方自治法第115条の3及び新温泉町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和3年9月13日提出。新温泉町議会議長、中井勝様。発議者は、私、新温泉町議会議員、太田昭宏、同じく河越忠志議員、同じく岩本修作議員、同じく小林俊之議員、4名です。

修正案は、次のページを見てください。修正内容は、第1条中、3億713万2,000円を3億413万2,000円に、115億6,614万5,000円を115億6,314万5,000円に改めるものです。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。まず、歳入は、20款2項基本繰入金の補正額を300万円減額し、マイナス5,258万1,000円に修正するものです。歳出は、3款2項児童福祉費の補正額を300万円減額し、712万2,000円に修正するものです。

一番最後のページを見てください。歳入歳出補正予算事項別明細書の一番下の3、歳出を見てください。3目認定こども園費の業務委託料、浜坂認定こども園候補地評価検討業務300万円を削除いたします。その上の歳入は、1目財政調整基金繰入金の補正額から300万円を減額して、マイナス5,258万1,000円とします。内容は以上です。

次に、修正動議を提出した理由について説明いたします。1つは、この補正予算が計上されたものを見て、これでこども園の建設が動き出すというふうに思いました。3月に示された建設予定地の比較では、役場東側が優位だと思いました。だから、役場東側の土地について課題が全くないわけではないのですが、その課題を把握し、どう対応し、どう課題を解決していくのか、そういう動きになると思っていました。

しかし、一般質問で、町長は、建設は現在地と答弁されました。また、先日の出馬表明の会見でも、新聞報道では現地が望ましいというふうに話されたと記載されていました。町長の意思が変わらないなら、意思を変えることができないのなら、この調査は何のための調査なのでしょう。課題を積み上げていって、この場所は不適切、そういう結論を出すための調査なのでしょう。そういう調査であれば、これは無駄な出費だということになります。

もう一つは、見通しが持てない計上になっているということです。この場所を巡っては、2年半以上も意見は平行線でした。町の提案は、この間、議会で何回か否決されても、コンサルの調査ばかりでした。この状態をよいと思ってる人は誰もいないと思います。しかし、この繰り返しでいいのでしょうか。例えば、台風や大雨による洪水災害が問題の一つになっているわけですから、例えば町と議会が洪水災害に対して勉強会を設ける機会をつくる、あるいはハザードマップに示される浸水域が5メートル以上のエリアにあるこども園の考え方や対応を知る、例えば合同の視察の機会を設ける。要は、予算をつけても解決に向けての動き、見通しが持てない、そういう理由で修正案を提出しました。以上です。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。提出者に対する質疑がありましたら、お願いをいたします。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 提案者は東側が適当だというお考えですけども、その根拠は何でしょうか。今回、先ほど課長からも答弁があったとおり、調査の内容ってというのは極めて客観的な条件をきちっと調査をしたものがその趣旨だと私は感じました。これまで全部いろいろと最初から4年間を見ても、調査費が主なもので、そういったものについて全て反対だと、言わば、町民に対しての客観的な資料さえも提供させないかと、私はその点で、極めて憤っています。

それで、ハザードマップをとということと言われるけども、ならば、自然災害しか危険がないのか。この前の一般質問でも同僚議員が言いましたけども、侵入者、こういったことについての本当に危険はないのか、私も現場をいろいろと先生たちに聞いてみても、やっぱり、例えばゆめっこならば周りが真っ暗けだと、そういったところの仕事は極めて恐ろしいという声。それで、今の現在地ならば、周りにスーパーがあり、郵便局があり、それから民間の家々があると。極めて安心して仕事ができるんだということを言っておられるわけです。そういったことに対してのお考えは持った上で、いわゆる東側がいいと言われるんでしょうか。その点、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 太田議員。

○議員（7番 太田 昭宏君） 町のほうから提案された2か所については、東側のほうが子供の命と安全を守れる確率が高いということ、もう1点は、小学校が近くにあり、小学校と園児との交流ができ、園児の成長にいいというふうに考えています。

それから、この平行線で、皆さん意見がずっと平行線なんですけど、だからこそみんな考えて、前向きに検討できる機会や場を設けて、さらに進めるようにしていただきたいというふうに考えています。

調査の結果、私は教師でしたから、子供を見るときに、その子のいい点を見ようとする見方と、最初からその子の欠点を見ようとする見方と、2通りあります。だから、やはり子供のいいところを見るという視点に立てば、その調査された結果が平等に生かせるかどうか、そここのところが、町長がずっと現在地と言われるところで果たしてそれがきちっと生かせるかどうか、そういう疑問を持っています。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 私はやっぱりあれです、ハザードマップを、これはあくまで浸水予定と。今答えておられないんですけども、職場の、いわゆるこども園がある、認定こども園がある2か所、ゆめっこと、それから現在地の浜坂認定こども園と、それを取り巻くいわゆる環境というか、そのことについてはどう思われますか。本当に自然災害では安全ですよ。例えば浜坂中学校ならば54メートル上がるわけですから、少々の浸水にも耐えるでしょう。そういったところに持っていくのがいいのか、これは極端

な例なんですけど、要はそういう、町屋がやっぱり本来は近くにあって守っていくということが必要だと思うんですけど。そのことについては、さっき私、質問したんですけども、答えてあらへんのですけど、やっぱり地域が育てていくということが大事だと思うんですけど。その点、どうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 太田議員。

○議員（7番 太田 昭宏君） 地域が育てるのではなくて、地域と一緒に子供たちが育っていくということです。認定こども園に対する意見というのは人それぞれあると思います。町長が就任されて、最初にその多目的でこども園の説明会をされたときに、多分4人意見を言われたと思います。そのときに、1人、お母さんのほうが、津波の影響が少ないという結果でまた場所を選定するというようなお話をされたときに、想定外のことが今いっぱい起きていると。だから、ぜひ最初のすこやか広場の場所に建設してほしいという御意見を言われました。また、ある年配の方は、行く行くは子供の減少を見ていくと、大庭と浜坂、一緒になるだろうと。それだったら中間の地点に建ててほしいというような意見がありました。だから、そういうたくさんの意見があるわけですから、それを聞きながら、そして、私らは専門家ではないので勉強しながら、もっとみんなで協力して、教育長もおっしゃったように、前に動く、そういう取組ができたらいいいというふうに思います。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっとお聞きしたいんですけども、認定こども園に行かれて先生たちのお話を聞かれたんでしょうか。そういうこともやられましたか。本当に、例えば、私はゆめっことよく現在の浜坂認定こども園を比較するんですけども、一般質問で出とったように、不審者が入ってきたり、そういった犯罪だとかそういうことについてどうなのか、ただ単なる自然の問題だけではないに、そちらのほうも本当に大変な問題だと私は思う。だから、町屋の中に、やっぱり人の目につくところにあるのが大事だと思うんですけど、その点についてはどうのお考えですか。

○議長（中井 勝君） 太田議員。

○議員（7番 太田 昭宏君） 当然、子供たちの安全というのは一番な問題です。ただ、その場所場所によって訓練もしていますし、準備もしています。だから、全てのことに對して一人一人がまた安全の見方も違ってくるでしょうし、取り組み方も違ってくるでしょうし、それぞれいろんな考え方があると思いますが、今の場所、人がたくさん目があるというのであればここも同じですし、だから、そういうことはきっちり訓練をしていって準備をしていって対応できることだと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、質疑を終結します。太田議員、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 1 分休憩

午後 2 時 4 2 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

これから討論に入ります。

まず、原案に対する賛成者の発言を許可します。

5 番、浜田直子君。

○議員（5 番 浜田 直子君） 失礼します。原案に対し賛成の意見を述べさせていただきます。ただいま出てまいりました修正動議に対しまして、原案に賛成という意見で討論させていただきます。

まずもって、4 年間、町民の願いに反し、この件が解決できず、候補地が決まらなかったことをとても残念に思っております。町民の声を尊重し、現在地と役場東側というふうな 3 月に提案されましたが、その時点では役場当局より 2 か所についての調べた結果は含まれておりました。ですが、それに関する討議というのはあまり少ししかなされず、コンサルの調査によることとなりました。6 月に両方をコンサルに調査を依頼するという結果になりましたが、そのときは現在地が含まれるということで否決になりました。現在地は否定というような意味合いのことまで議会だよりに書いております。ですが、今回このように修正動議がまた出たことにより、役場東側の調査に関し、コンサルに調査を依頼するということでも、それでも信憑性は問えないというか、それでも調査させていただけないというのはどのような意味なのでしょう。役場職員でとりましたが、それは 3 月にもしております。今では、6 月の議論を引き起こせば、役場東側がやはり適地でないというふうにとられても仕方がない結果になるのではないのでしょうか。

町民の声を尊重し、一刻も早く浜坂認定こども園の設置の場所を決め、かかっていけるようにするためにはどうすればいいのか。議会、行政が両輪となって町民の思いを前面に進めていくべきと思います。そのため、原案に賛成いたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可します。ありませんね。

〔反対討論なし〕

○議長（中井 勝君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許可します。

1 番、池田宜広君。

○議員（1 番 池田 宜広君） 修正案に対して賛成の立場で討論をいたします。

決して浜坂認定こども園の園舎移転改築を遅延させる目的があるわけではございません。できる限り安全確率の高い候補地の選定を望むものであります。税の執行権者として、意中の場所ではない候補地のみへの予算づけとして、決して適正ではないと、そのようにも考えております。住民説明の資料としての答弁の繰り返しをされておりましたが、既に概算とはいえ、3 月議会に予算は、ある一定の数字は提出をされております。

今日の民生教育常任委員会委員長報告での賛成少数、不承認との報告もございました。適切妥当な結論を得たであろうというふうに感じております。

以上の内容により、賛成討論とし、議員諸兄の御賛同をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

暫時休憩します。

午後 2 時 4 8 分休憩

午後 2 時 4 8 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 修正案に反対し、原案に賛成するものであります。

修正案は、事務当局が提案した候補地である役場東側の環境調査をする業務委託料を削除するものであります。前回の環境調査委託料の提案では、現在地周辺とこの役場東側と 2 か所の調査でありましたが、現在地周辺については議会で賛同、承認していないもので、その場所が入っているという理由で、この調査委託料を削除する修正案が議員から提出され、9 対 6 で可決され、調査費が全額削除されました。

今回は、現在地周辺の調査はなく、恐らくこの 9 人の多くの、多数の方が賛同しているであろう役場東側の候補地の調査であります。修正案の提案者も申されておりましたが、その地のいい点、悪い点、そういったことをやはり調査する必要は当然あると思いますし、それをコンサルという第三者の目で評価することは必要であると思います。また、それを説明会等に利用するというので、先ほども提案者の方が、住民の方、行政、議会、それぞれこういったことを勉強する機会が必要だということを申されてましたが、まさにそのための資料づくりの一つと私は思っております。

先ほども補正予算の質疑の中で、浜坂認定こども園の営繕工事ですね、雨漏りとか経年劣化による床のささくれ、持ち上がり、こういったことが今も頻発しております。そういった中で、この 4 年間、ずっと進まなかったわけですが、先ほども、課長や教育長も、この問題を少しでも、一歩でも進めたい、そういった中での提案であります。本当に一日も早く解決してほしいという思いで、私はこの原案を支持するものであります。

また、そのほか、このたびの補正予算は新型コロナの 2 つの大きな経済対策や、ワクチン接種に係る経費の増額補正等、必要な施策の予算であります。ただ、この経済対策では、先ほども質疑の中でいろいろありましたが、支援されないコロナの影響を受けた方や、なかなか経済効果が現れにくい業種の方への支援が抜けているように感じます。

これらの対策が今後行われることを期待して、原案に賛成するものであります。多くの方の賛同を願うものであります。以上です。

○議長（中井 勝君） ほか、討論。

3 番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 修正案に賛成する立場で討論をさせていただきます。私は当初、現在地を望んでおられる方々の思いを聞かせていただいて、現地を踏査し、安全を確保する形でこども園を整備したい、そんな思いで検討し、現在地の西側に拡張することによって、少なくとも味原川の西側の住宅地のレベルでの安全性確保につながる、そんな思いで提案もしました。

そして、私は少なくともそれを絶対とせず、少なくともこの議会の場で、ほかの場所と現在地、少なくとも五十一に対応する現在地とは対等に議論できる立場、そういう場を設けたいと、今現在でも思っています。正々堂々と防災に耐え得る、千一は無理かもしれません、しかし、五十一に耐え得るこども園を整備する、私は行政における最低限の責任ではないか。

ただ、現在、役場周辺について、五十一に耐え得るという提案は全くできていません。つまり、ほかの候補地と判断しようにも、浸水域だということ以外に対等に協議できる状況になってないわけです。だから、前回の中では、2候補地を検討しよう、それで私はコンサルについての補正予算に賛成しました。

しかし、今回は意中にない場所をコンサルに調査してもらう、これは2人の提案者と賛成議員が言われたように、全く方向が違う。私自身も皆さんと意見が一緒ではありません。一つは、現在地を活用した形の中で、ほかの人たちとの意見を交ぜ合わせて、誰もが納得できる検討結果によって答えを出したい。ああ、ここになったけど、私の思いとは違うけども、でも、これは致し方ないね、いい町にしよう。そんな決定の仕方をしてほしいと思います。

そんな意味の中で、今回の補正予算は、私が現在地を活用したいと思うことと全く逆行したやり方です。少なくともプロセス自体が、今の子供たちや保護者や住民にそうだねと言ってもらえる、そんな過程にならなければ、この町にいいまちづくりができない、私はそんなふうに思います。

何の原稿もなしに、こんなことをしゃべって、非常に失礼かとは思いますが、この予算は通しちゃいけない、私はそんなふうに思います。もう意を決しておられる方については何とも申し上げませんが、それぞれ皆さんがこの町のことを思って考えておられるかもしれませんが、ぜひ思い直していただいて、次のいいまちづくりの第一歩につなげていただきたいと思います。どうぞ御賛同をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほかは討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

これから採決に入ります。

まず、本案に対する太田昭宏君外 3 名から提出された修正案について採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、9 名です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決を行います。

この採決は、起立により行います。

修正議決をした部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立全員です。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 2 時 5 9 分休憩

午後 3 時 0 0 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第 8 3 号から議案第 9 0 号までの令和 3 年度特別会計及び公営企業会計 8 会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 1 3 議案第 8 3 号 から 日程第 2 0 議案第 9 0 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 3、議案第 8 3 号、令和 3 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 4、議案第 8 4 号、令和 3 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 1 5、議案第 8 5 号、令和 3 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 6、議案第 8 6 号、令和 3 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 7、議案第 8 7 号、令和 3 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 8、議案第 8 8 号、令和 3 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 1 9、議案第 8 9 号、令和 3 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 2 0、議案第 9 0 号、令和 3 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

- 町長（西村 銀三君） 議案第 8 3 号、令和 3 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてから議案第 9 0 号、令和 3 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてまでにつきましては、それぞれ予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第 8 3 号、令和 3 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） よろしいですか。ないようです。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 4 号、令和 3 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 5 号、令和 3 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） よろしいですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 6 号、令和 3 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 7 号、令和 3 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） いいですか。ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 8 号、令和 3 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第89号、令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第90号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 12ページ、給料及び職員手当等増減の明細というところで、他会計1名でマイナス332万7,000円とありますが、内容について説明いただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 宇野病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 人件費に関わることであります。浜坂病院の職員1名が、実は年度途中で療養休暇が出されました。その後、7月1日に一般会計のほうに異動するというところで、総務課と調整の中で、病院からの異動ということで、本人の意向なりその経過につきましては、所属長である私よりも総務課のほうに相談をされたという経緯でございますので、私からは申し上げることは差し控させていただきます。以上です。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 他会計へ1名異動といいますのは、一般会計補正予算の4款1項1目保健衛生総務費のほうで、給料で、一般職給料2名となっております。そのうちの1名の分でございます。異動につきましては、コロナ対策に人が必要というよう

な内容で、そのために異動をいたしたものでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） コロナ対策で1名を一般会計へ異動させたと、それは必要だったからやむを得ないとして、病院のほうへはどういうことになったんでしょうか、プラスにはなってないんだけど。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 病院のほうから一般会計のほうに1名異動になった後につきましては、病院のほうで会計年度任用職員を募集いたしまして、正規職員ではございませんけども、会計年度任用職員1名の雇用をいたしております。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっと今のほうで関連で聞きますけども、その会計年度任用職員というのはどういう資格を持ってはるんですか、経歴と。そういう病院関係にちゃんと仕事ができる方なんですか。それをちょっとお尋ねします。（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） 所管ですよ、病院は。

○議員（13番 中井 次郎君） いやいやいや。（「所管」と呼ぶ者あり）所管やけど、ええが、聞いて。何か変な聞き方しとったから、聞いたんねや。

○議長（中井 勝君） だから、所管でしょうね、だから、いいですね。

○議員（13番 中井 次郎君） はい、分かりました。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。質疑よろしいですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後3時12分休憩

午後3時25分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、認定第1号、令和2年度新温泉町一

般会計歳入歳出決算の認定から認定第11号、令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定までの11議案について一括上程を行います。

日程第21 認定第1号 から 日程第31 認定第11号

○議長（中井 勝君） 日程第21、認定第1号、令和2年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第2号、令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第3号、令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第4号、令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第5号、令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、認定第6号、令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、認定第7号、令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第28、認定第8号、令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第29、認定第9号、令和2年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第30、認定第10号、令和2年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第31、認定第11号、令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 認定第1号、令和2年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号、令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでにつきましては、認定第1号から認定第7号の一般会計及び特別会計は地方自治法第233条第3項、認定第8号から認定第11号の企業会計は地方公営企業法第30条第4項の規定により、歳入歳出決算の認定について御提案を申し上げるものでございます。御審議をいただき、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後3時28分休憩

午後3時29分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ここで、監査委員から決算審査報告を受けたいと思います。

島田代表監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（島田 信夫君） それでは、令和2年度新温泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見を述べさせていただきます。

まず最初に、審査の概要でございますが、審査の対象は、ただいま上程がありました一般会計、特別会計6会計の計7会計を審査の対象といたしました。

審査の期間につきましては、令和3年7月21日から令和3年8月5日まで実施をいたしました。

審査の手続につきましては、審査に付された一般会計及び6事業特別会計の歳入歳出決算書と事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況等の書類等について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類等の照合等、通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査、例月出納検査の結果も参考にしながら審査を行いました。

また、職員の服務状況等につきましては、出勤簿、出張命令書、復命書等の関係帳簿を突合し、照合を行ったところであります。

なお、監査の視点につきましては、そこへ記載しております5点について視点といたしました。

次に、審査の結果でございます。審査に付された一般会計及び6事業特別会計の歳入歳出決算書、その他書類につきましては、関係法令に準拠して作成されておりました。また、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理はおおむね適正に行われているものと認められました。なお、一般会計、特別会計の決算の概要につきましては、次ページ以降掲載しておりますが、内容等につきましては割愛をさせていただきます。後で御清覧いただきたいというように思います。

それでは、具体的な審査意見を申し上げますので、26ページをお開きください。前段、書かせていただいておりますけれども、この部分については省略をさせていただきます。以下の7項目について、具体的な審査意見を申し上げたいというように思います。

まず、1点目の、自主財源の確保と債権管理についてでございます。財源の確保は町の施策を推進する上で大変重要であります。中でも、町税収入は町の歳入の根幹をなす重要な収入であります。町税の収入未済額は前年に比べ975万6,000円、8.5%増加しました。町税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料のほか、ケーブルテレビの使用料、学校給食実費徴収費等の未収金対策は、自主財源の確保と町民負担の公平を期する上で極めて重要で喫緊の課題であります。滞納債権の発生防止や債権に対する督促、回収、滞納処分については、従来から決算審査及び定期監査において重ねて指摘しているところです。何より必要なのは、納税は住民の義務であり、賦課した税金は必ず徴収するという、毅然とした町の姿勢である。法令等に規定されたルールに基づき、公平、中立、簡素に賦課徴収することは公務員の責務でもあります。町税と国民健康保険税の未収額が2億円を超えた今、保険料や使用料を含めた全庁的な債権管理徴収強化は待ったなしという状態であります。町全体で徴収事務を一元化するなど、滞納者情報の共有体制を整え、徴収、債権管理対策に努めていただきたいと思います。なお、不納欠損についてですが、関係法令等に基づき、公平かつ公正な事務処理を厳正に

していただきたいと思います。

続きまして、2点目に、入札、契約事務の適正な執行についてです。契約事務の執行に当たっては、職員個々による法令及び条例等の理解、遵守はもとより、全庁的な内部統制及び課内における確認行為を徹底する必要があります。特に、競争原理の働かない1者との随意契約による事務執行が少なからずあり、より少ない費用で実施するという経済性が十分でないもの、随意契約理由書が不十分なものが散見されました。長期継続契約における不適切な事務処理が確認されるなど、契約事務に課題が多く、職員には入札、契約事務の基本を改めて研修していただきたい。また、町財務規則を厳格に適用するとともに、随意契約ガイドラインのさらなる徹底に努められたい。住民の町政に対する信用、信頼を著しく失落させた官製談合防止違反等の事件の反省は風化させてはならないと思います。この問題は担当課にとどまらず、町行政全体の問題であり、不正が発生しない入札制度の導入、職員倫理と資質の向上のための研修の徹底等に努力をいただきたいと思います。

次に、3番目に、時間外勤務の管理についてです。本町では、条例、規則で時間外勤務命令の上限を規定しています。令和2年度に時間外勤務が月45時間を超過する職員は多数あり、年360時間を超過する職員も存在しました。また、全庁的に恒常的な時間外勤務が散見され、恒常的な長時間勤務は職員の健康保持のみならず、ワーク・ライフ・バランスに与える影響が大きいことから、所属長が業務量を把握し、課内の協力体制を整えるなど、職員及び業務に適正な管理に努められたいと思います。職員定数の適正化、組織運営の効率化などにより、時間外勤務の縮減に努力されたいと思います。

4番目に、職員の人材育成です。職員は、業務の遂行能力の向上のみならず、住民の信頼を得られる資質向上に努めることが必要であります。人材育成の方策の推進、職員研修の基本方針を定め、外部機関による専門研修など、研修制度は一定整備されていると評価しています。しかし、近年、若手職員が増加傾向にあり、コンプライアンス教育や行政事務の知識、技術の継承の重要度が増しています。日常業務における職員内研修に積み重ねが必要不可欠であります。職場全体での緊張感ある指導を継続し、引き続き職員のレベルアップに努力されたい。

決算審査に当たっては、審査の手続において示したとおり、5項目の視点で審査を行いました。公務員として当然あるべき合规性が十分でない事務執行が確認されました。職員に対しては、行政の仕事は法令や条例等が根拠にあることを意識づけさせるとともに、事務執行に当たっては、根拠法令等を確認する習慣をつける指導をされたいと思います。また、効率的な業務の遂行にはチームプレーが必要であります。縦割り、特に課内の担当意識を払拭し、職員全体で業務を遂行する意識の醸成、体制整備に努められたいと思います。さらに、住民からの信頼される職員、役場であり続けるために、法令遵守意識の徹底及び不正行為の再発防止のため、研修を継続していただきたいと思います。

5つ目に、公有財産の適正管理です。公有財産の管理の考え方といたしましては、施

設管理による適切な点検、診断、維持管理、改修、廃止等を行うことがそれぞれの計画に記載をされております。しかしながら、公共施設及び車両等の公有財産について、その管理台帳が未整備のもの、整備されていても履歴等の更新がなされていないものが存在しました。利用者に対するサービス向上、安全確保や長寿命化の観点からも、各財産について台帳を整備し、点検、診断等の結果や修繕等、対策履歴の記録をデータベースにすることはもとより、日常点検の定例化、適切な修繕を行うなど、公有財産の適正管理を行われたい。また、備品管理についても、備品台帳及び備品カードの未整備が見つかりました。町財務規則及び町備品取扱要領に基づく適正管理を行っていただきたいと思ひます。

6番目に、事業効果、成果の検証についてです。第2次総合計画及び地方創生総合戦略に基づき、各所管課が計画的に事業を執行し、実施後の事業評価に当たっては、必要性、有効性、達成度、効率性等の指標でチェックが行われ、次年度の方向性が示されています。行政における事業実施については、合規性及び正確性は当然であり、経済性、効率性、有効性の3つのバランスが重要であります。しかしながら、事業実施自体が目的になって、事業効果が明確でないもの、事業効果の検証や評価がなされていないなど、不十分であるものも見受けられました。特定財源があり、実質的に町の財源負担がない場合であっても、予算計上する段階で必要性や有効性等の十分な検討、精査は必須であり、予算、事業執行に当たっても、効率性や有効性を追求することは当然であります。とりわけ補助金交付事業については、基本に立ち返り、対象団体の公益性や公共関与の妥当性等をさらに厳密に検討して実施することが必要であります。公金を安易な事業執行や事業消化に終わることのないよう、事務事業の執行に当たっていただきたいと思ひます。

最後に、内部統制の充実です。本町は努力義務にはなっておりますが、決算審査において、軽微ではあるが、一部誤りや突合における不一致が見受けられました。重大な誤りを生じさせることにつながるおそれがあることから、全庁的にチェック体制を見直し、適正性を確保していただきたいと思ひます。予算管理についても、適時に補正対応すべきものを不用額として残している事例が散見するなど、財務事務等の執行についても改善すべき点が多くありました。出退勤時のタイムカードの打刻、出張命令含め、休暇届などの服務に関しても、突合により一致しないものが見受けられました。また、職員が各種団体の事務局を担当したり、通帳や印鑑を保管して、実際に金銭の出し入れを行っている事例が多く課で存在しております。団体の育成、職員の不正行為の未然防止のためにも、現金出納事務は団体に返すことが正当であります。

起案文書、契約の文書など、公文書の作成、收受、整理、保管、保存については、町文書管理規程に定められており、情報を有効に活用して効率的に行政を執行するためには、保有する情報を常に把握し、必要な情報が迅速に検索できるよう、文書を的確に分類整理して保管、保存しなければなりません。しかし、文書の分類、整理が不十分で、

簿冊の表題の記載さえないものもありました。町の財産であり、情報公開の対象である公文書の統一的な管理が急がれます。

不適切な事務処理を未然に防ぎ、より質の高い行財政運営を着実に進めるために、文書管理、予算管理、契約事務など、既にある内部統制を検証し、全庁的視野に立っての内部統制の充実を図っていただきたいと思います。

以上、長くなりましたけれども、審査意見といたします。

続きまして、公営企業会計の審査意見書に移らせていただきます。

令和2年度新温泉町公営企業会計決算審査意見であります。

審査の概要ですが、審査の対象につきましては、記載の4会計であります。浜坂温泉配湯、水道事業、下水道事業、公立浜坂病院です。

審査の期日は、令和3年6月29日から30日の2日間でした。

審査の手続ですが、それぞれ提出のあった関係書類について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿、その他関係書類等、諸帳簿と照合するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかどうかを検討するため、事業の経営分析を行ったところです。

審査の結果でございます。審査に付されたそれぞれの書類につきましては、関係法令に準拠して作成されておりましたし、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認められました。地方公営企業法第3条の経営の基本原則に沿って、常に企業として経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を推進するため、職員が総力を挙げて業務に取り組んでいるが、今後において、各事業等、いずれもますます厳しい財政事情を勘案するとき、中・長期的経済状況を見据えながら、業務運営の促進を図り、経営改善に資するよう、なお一層の努力を要望するものであります。

なお、各会計の決算概要については、次のページから上げておりますが、審査の意見のみそれぞれの会計ごとに述べたいと思いますので、まず、浜坂温泉配湯事業会計につきましては、5ページをお開きください。浜坂温泉配湯事業会計の審査意見でございます。

まず1点目が、住民の健康増進と観光への活用のため、温泉資源の適切な維持管理と安定供給に努められたい。

2つ目が、人口及び加入戸数の減少により、有収湯量の減少が予想される。引き続き施設改修も必要であるが、給湯原価の引下げも重要であり、経営戦略を基に、年次的に適正規模による施設の改良、改善に努めていただきたいと思います。

3番目に、天然温泉利用の長所を啓発して、新規加入の促進、特に空き家対策、移住促進等の一助として、さらなる加入戸数の増加に努められたいと思います。

最後に、給湯使用料の未収金についてですが、今後も継続して適正な債権管理、徴収に努め、滞納の解消に向けて、計画的かつ実効性のある取組を行っていただきたいと思いをします。

次に、水道事業会計に移ります。12ページをお開きください。水道事業会計の審査意見でございます。

まず1点目に、安全な飲料水として安定供給のため、水質管理の強化や適正な施設の維持管理に努められたい。

2つ目に、近年の想定を超える災害が頻発する状況に鑑み、組織として常に危機管理意識を持ち、緊急時に即応できる体制を確立し、応援体制の確立や訓練の実施など、迅速かつ的確な対応が取れるよう、引き続き計画的に体制を充実されたいと思いをします。

3番目に、人口減少に伴い、有収水量の減少傾向にあります。構造的とも言える給水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引下げも必要であります。財政構造の見直しを含む抜本的な対策が求められます。経営戦略を基に、年次的に適正規模による施設の改修、改良、事業の効率化、コスト縮減に努めるとともに、計画的な施設整備と経営基盤の安定を図るため、財源の確保、経営の効率化に引き続き努められたい。

4番目に、水道使用料の未収金についてですが、今後も継続して適正な債権管理、徴収に努め、滞納の解消に向けての計画的かつ実効性ある取組を行っていただきたいと思いをします。

5番目に、将来にわたる水道事業の健全経営及び住民への過重負担を回避することを考慮し、適正な料金改定について早期に検討することが望まれます。

6番目に、住民の町政に対する信用、信頼を著しく失落させた官製談合防止違反等の事件は記憶に新しいところです。今後も不正が発生しないよう、入札制度の導入、職員倫理と資質の向上のための研修の徹底、不正を起こさない組織づくり等に全力で取り組んでいただきたいと思いをします。

続きまして、下水道事業会計の審査意見です。16ページになります。

環境保全のためにも、放流水の水質を適正に処理されたいと思いをします。

下水道への影響は快適な生活環境と公共用水域の水質の保全のみならず、下水道事業の経営に大きな影響を与える。下水道未接続者に対して、下水道事業の意義、必要性を理解いただくとともに、接続の促進に努められたい。また、学校や公共施設についても、早急に接続されるよう働きかけていただきたいと思いをします。

3番目に、人口減少により有収水量の減少、収支バランスの悪化が予想されます。施設の改修、整備においては、計画的かつ過大な設備投資とならないよう配慮されるとともに、外部委託を含めた事業の効率化、コスト縮減に努められたいと思いをします。より一層の経営改善に努めていただきたいと思いをします。

下水道使用料の未収金についてですが、今後も継続して適正な債権管理、徴収に努め、

加入分担金や負担金を含む滞納の解消に向けて、計画的かつ実効ある取組を行っていただきたいと思います。

最後に、公立浜坂病院事業会計です。26ページをお開きください。病院事業会計、前段の文章につきましては、後で御清覧をいただきたいと思います。

具体的に、1番目の病院についてです。町の中核医療機関として、美方郡医師会をはじめとする地域の医療及び福祉関係機関との連携や信頼関係を構築するとともに、地区巡回講座を再開させるなど、住民を巻き込んだ取組を充実させ、住民に信頼される病院機能の充実に一層努められたい。

大学、専門、中核病院との医療連携を実施し、システム活用した医療サービスの向上を実現され、患者本位の病院を構築されたい。

公立浜坂病院新改革プランに沿った経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営の形態の見直しに立った改革を継続し、地域における良質な医療を確保するよう要望いたします。

契約事務の執行に当たっては、職員個々による法令及び条例等の理解、遵守はもとより、組織内における確認行為を徹底する必要があります。競争原理の働かない1者との随意契約における事務執行や契約事務の不備が見受けられました。財務規則を厳格に適用し、適正な事務執行に努められたいと思います。

地方公営企業法第29条に定める一時借入金が年度内に償還されていませんでした。これにつきましては、対処をお願いいたします。

備品、医療機関は適正に管理するとともに、有効に活用していただきたいと思います。次に、介護老人保健施設、居宅介護支援事業についてです。

高齢化の進展に伴い、需要はますます増加しています。利用者とその家族のニーズに対応したサービス提供を徹底していただきたいと思います。

入所、通所稼働率の向上及びコスト縮減に努めるとともに、令和3年度に実施された介護報酬改定に適切に対応して、経営改善を図られたいと思います。

診療所を含めた地域医療の今後の在り方等、病院運営を軸とした少子高齢社会の趨勢に対応する予防と要望を一体化させた、住民に信頼される地域医療の実現並びに経営の健全化に向けての抜本的な改革へ、努力を引き続き強く望むものであります。

終わりに当たりまして、令和2年度公営企業会計の決算審査の結果、それぞれの事業会計において、公営企業の原則である企業の経済性及び公の福祉の向上に努力しており、関係各位に対し敬意を表するものでありますが、なお一層の努力と抜本的な改革を期待をいたします。

当町の公営企業の経営の厳しさは察するものの、漫然と先例踏襲や課題を先送りすることなく、課題解決へ向けて、各事業とも計画に基づき、年次的かつ着実に実行することが必要であります。

特に、企業会計の根幹である料金収入については、収納率が年々悪化し、未収金額は

高止まりしています。最優先課題と言えるが、債権管理方法に不十分な点があり、危機感が不足しているように見受けられました。債権管理への理解強化やルール化、徴収強化と処理の迅速化など、債権処理対策の強化に向けた取組を進め、滞納者数や滞納額の減少に最大限努力していただきたいと思います。

大変長くなりましたが、審査意見に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中井 勝君） ありがとうございました。

決算審査報告は終わりました。

暫時休憩します。

午後 3 時 5 7 分休憩

---

午後 3 時 5 8 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第 1 号、令和 2 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第 1 1 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの 1 1 議案は、決算特別委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 1 1 号までの 1 1 議案は、決算特別委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3 時 5 8 分休憩

---

午後 4 時 0 0 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告をいたします。

決算特別委員会委員長、池田宜広君、副委員長、岩本修作君が選任されております。

決算特別委員会は、会期中に御審査を賜りますようお願いいたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これをもって散会する

ことに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次は、9月27日月曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後4時01分散会

---